

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ  
ベトナム国  
ビエンホア～ブンタウ高速道路事業  
（協力準備調査（有償））  
スコーピング案

日時 平成24年5月14日（月）14：00～17：42

場所 JICA本部 111議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 主査・環境社会配慮審査役

高橋 進 共栄大学 教育学部 教授

松下和夫 京都大学 大学院地球環境学堂 教授

松本 悟 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ/法政大学 国際文化学部

柳 憲一郎 明治大学 法科大学院 教授

JICA

<事業主管部>

若林 仁 民間連携室 連携推進課 課長

小山 朝英 民間連携室 連携推進課

<事務局>

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課

上田 露草子 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

大田 朋子 日本工営株式会社 コンサルタント海外事業本部 地域社会事業部  
環境技術部

午後2時00分 開会

○青木 14時になりましたので、本日のワーキンググループを開始したいと思います。よろしく願いいたします。

今日は、ベトナム国ビエンホア～ブンタウの高速道事業の協力準備調査の、これはPPP/Sとなっております、スコーピング案ということでよろしく願いいたします。

まず始めに、本日ご出席されている委員の方から主査を決めていただきたいと思います。ご参考までにこれまで主査の担当された回数をお知らせいたします。作本委員2回、高橋委員4回、松下委員4回、松本委員が0、柳委員が2回ということで、松本委員がいらっしやって、もし松本委員にお願いできそうであればということですが、柳委員は4時にご退出ということですよ。

○柳委員 本当は、僕が、やったほうがいいなと思っているのですが、ちょっと4時には退出しなきゃいけないので、すみません。

○松本委員 私ですか。

○青木 今その話をまさにしておりまして……

○松本委員 いや、私、全然構いません。私がやると静かになるかもしれません。

○青木 それはそれで、もしいらっしやったばかりで差し支えなければ……

○松本委員 全然構わないですよ。

○青木 じゃ、こちらで決めさせていただくのも何ですが……

○作本委員 冒頭で申し上げますが、柳先生、途中で退席されますので、しかも質問の最後のほうにも彼が入っていますから、順番の調整をご検討いただければ助かります。

○青木 そうですね。いかがでございましょうか。こっちの提案として、今、私のほうからお話しいたしましたが、じゃよろしく願いいたします。

○松本主査 よろしく願いいたします。

そうしたら、どうしますか。

○青木 通常ですと、事前にコメントの対応は読んでくださっているという前提で議論をしたいと思っておりまして、幾つかの塊で主査の方にまとめていただいて、そこで質疑応答が追加であればということをお願いいたします。

○松本主査 じゃ、よろしく願いいたします。

まず、全体事項が結構あるんですけども、ここから、もしJICA側で既に用意されているお答えのほうでもう十分であるという場合もあるでしょうし、やはりこれは助言に入

れるということもあるかと思しますので、まず 1 番、2番で松下委員のほうから。

○松下委員 1番、2番は確認の意味での質問だったわけですが、助言案として入れるかどうかは別として、とりあえず回答としてはこれで理解いたしました。

○松本主査 何かさらなる質問ということは……

○松下委員 ベトナムでは、高速道路はすべて有料道路になっているんですか。

○若林 高速道路については、基本的に有料という形で設定をされているというふうに理解しております。そうでない場合もあるんですけど。

○小山 そうですね。高速道路網は、整備されてきてはいるんですが、実際に有料道路という形で課金が始まっているのは、ホーチミンからチュンルンに伸びる高速道路が今年の2月……

○若林 3月。

○小山 2月、3月ごろに初めて課金が開始されたという程度でして、実際に有料高速道路としての運用が始まっているのは、事例としては非常に数少ない状況になっています。

○松下委員 わかりました。

○松本主査 このお答えをもって、何か新たな助言ということも特にはないですか。

○松下委員 それは、1ラウンドが終わった後で、助言で残すかどうか考えてみたいと思います。

○松本主査 わかりました。そうしたら、3、4、5、6と作本委員がありますが、よろしくをお願いします。

○作本委員 順番で、3番についてはご丁寧に説明をいただきました。フェーズⅠとフェーズⅡが、必ずしも読んでいてわからなくなるというか、フェーズⅠが、途中から、例えば日本語資料のほうで、12ページに、植物、動物のことを説明されています。その前の塊では、これはフェーズⅠなんですか、フェーズⅡのところには、冒頭に説明がなくて、動植物の分布はというような形で書かれているので、そのあたりがわからなかったです。皆様方の考え方が、フェーズⅠはPPPが成り立つかどうか、フェーズⅡはこれからであるということですね。これは、ODA関連で、原則でいくというような考え方を確認させていただきましたので、3番はわかりました。

4番目なんですけれども、私も、BOTとBOPとか、いろいろ言葉遣い、質問のほうでコメントさせていただきましたが、ちょっと一緒になっていて申しわけありません。特に、気になったのは、これもコメントとして入れたつもりなんですけれども、PPPを導入する

と、相手国政府の全体660億ドル中、120億ドルをベトナム政府が工面するという前提ですけれども、それ以外は民間企業が補うから財政負担軽減になるだろうと、ベトナムにとって有利だろうというようなご説明があったんですが、それだけ規模の大きい事業というのが、今のこのベトナムにとって最適なのかなというむしろ政策レベルでのJICAさんご自身のお考えを聞きたかったわけです。というのは、ご存じのように、ベトナムの新幹線でも、国会で、ちょっと数年前になりますけれども、あまり予算が大き過ぎるからということで、否決されたことがあります。別に政治的な理由もあったということは聞いておりますけれども、そういうようなことがありました。

それがこの4番で一つ目と、もう一つが、いわゆる投融資のこの金額が660億ドル分の540億ドルになりますね。そうしますと、私、海外投融資制度というのはあまり詳しくなかったのですが、JICAさんが、去年の7月29日に、JICAの民間連携の紹介で、こういう資料を公表されているわけですが、旧海外投融資制度では、資源環境が中心であると、設計だとかアルミだとか、そういうことが中心だ。新しい今度発足した海外投融資制度では、融資が原則として総事業費の7割を上限と考えている。特に必要性が高いときに、8割だというようなことがちょっと書かれているんです。一つは、今回のこの高速道路はこれに当たるのかどうかということがまずありますけれども、計算してみますと、81.8%をいわゆるベトナム政府以外に頼るといような数字になっているわけですね。そういうことで、事業がこれに当たるのかどうということと、もし仮に8割を超えているといようなことがあるならば、どのようなお考えを持つのかということで教えていただきたいと思います。

○若林 まず、1点目ですけれども、これは、JICA全体としてのベトナムへの支援方針ということにはなりませんけれども、前回の概要のところでも、入り口のところで申し上げましたけれども、マスタープランにおいて、高速道路網の必要性というのが、運輸セクター全体の中で、まず明確に位置づけられているというふうに考えております。その中で、JICA、まずはベトナム政府として本当にプライオリティーのあるところをきちんと整備していく必要があるということで、まさに2020年まで、あるいはそれ以降に向けた高速道路網というものが、今後のベトナム経済の成長発展において不可欠の要素になっている。特に、北部のハノイから南のホーチミンに至るルートというのは、やはり重要であるという認識がマスタープラン等において明確になっておりますので、JICAの支援の方針としては、そこを踏まえて、JICAとしてできるところをしっかりとやっていくということがまず大前提になっておりますので、コストのところはこの後触れますけれども、まず大前

提として、この南北の高速道路に係るマスタープランというものは、私どもの、援助方針の中でも重要な位置を占めてやっているというところでございます。

コストについてですけれども、もし質問を取り違えている部分がありましたらご指摘いただきたいんですけれども、まず120億ドルについてベトナム政府ということで、残りについては、ベトナム政府は何らかの形で資金調達をしなければなりませんというのが切り分けとなっております。従って、作本先生がおっしゃられた海外投融資の制度との関係で言いますと、一つの事業を支援する際に、JICAとして、仮に海外投融資の支援を行う際には、総事業費で見たときの最大7割もしくは8割までをカバーできますということでありまして、その組成については、一概にその一つの案件について7割まで必ず見ますということでもありませんし、そこは、日本以外、世銀なのか他のドナーであるのか、あるいは逆に海外投融資ですと、他の民間の金融機関が入ってくるという可能性も当然ありますので、そこが、誰がどれぐらいのコストを負担するかというところは、逆に個別の案件次第にはなって参ります。

○作本委員 そうしますと、この70%というのは、JICA自身から出される場合で、他の例えば企業あるいは世銀等とは、必ずしも全部、相場に合わせてという意味ではないですね。

○若林 ではないですね。JICAが、一つの案件を見たとき、例えばこの案件であれば、全体事業費の7割までは海外投融資ということが出来ますということで、それはあくまでも上限ということになりますので、最終的に組成がどうなるのかは、また個別の交渉次第ということになります。

○作本委員 2番目の質問はわかりました。1番目は、事業の必要性、私も、今、ベトナムがどうしても必要だということは重々承知なんですけれども、ただこれがベトナム政府にとって財政負担になるか。ここで議論するよりももっと政策レベルの話なんですけれども、そういうことはないんですか。というのは、全体で、今、ベトナムがどれだけ借金を背負っているのかは、私、手持ちのデータもないものですから、これだけ大きい、企業が負うということで、負担が軽くなるということもわかるんですけれども、こういう事業を次から次と展開する必要性はわかるんですけど、本当に幾つもの事業で負担能力があるのかどうか、あるいは他の部分でも、仮に返済する場合はあれば、能力が耐えられるのかどうか、そのあたりの全体的な、一般的な状況をちょっと教えてくれれば助かります。

○若林 正確な具体的な数値、私も、手元に持っていないものがありますけれども、今、

少なくともベトナムにおいて、マクロ経済的には、もちろん高成長は続けておりますけれども、ご承知のとおり、若干、インフレが懸念材料にはなっている状況もありますので、客観的に見れば、借り入れ余力みたいなところについて、JICAとしてもしっかり見ていかなきゃいけないという要素はあるかと思っておりますが、これまでベトナムに対する支援について、年度を2回に分けて審査も行い、承諾もしてきている状況はございますけれども、毎回、JICAの中の理事会を通す際にも、まさにベトナム政府の借り入れ能力ということで、債務負担能力といったところはきちんと分析をして、そこに問題がないという判断を下したうえで、我々としても与信をしているという形はっております。

これまでのところ、先ほど申し上げたようなマクロ的な懸念材料がないわけではないですけれども、少なくとも現状、進めている支援の内容について、今、取り上げられているような案件の実施あるいは返済が滞るとか、そういったような懸念はないという判断を下して進めているところであります。そのあたりは、牽制体制としても、JICA内部で、まさに審査部が別途やっておりますし、そのあたりはIMFとか他のドナーとも歩調を合わせてやっているという状況です。

○作本委員 わかりました。かなりの数の案件が、今、カンボジア、ベトナム、インドネシアに集中しているかと思ひまして、今のお話を聞いて安心いたしました。

じゃ、次の5番目に移らせていただきます。今までののはコメントでしたけれども、これはちょっと質問として出させていただいたんですけれども、ここでの海外投融資、特にお答えいただいた内容の後半に当たるんですが、海外投融資支援に当たっては、JICAのガイドラインの遵守が条件となるということが書かれていますけれども、私ども、ネット上の資料を見ても、それからガイドライン自体を見ても、そういうことを条件にされていると思うんですけれども、ただこれは、私どもの考え方が、いわゆる途上国では整備ができていないという一つの前提のもとに、先進国側あるいは日本のこのガイドラインを適用してくださいということがあったかと思ひます。もう一つはODA的なお金ですね。

今のベトナムを見ますと、今回、出されたEIA関連の報告書の記述を含めても、相当細かい規則、基準ができていますよね。規則によっては、日本の法制度よりもかなり進んだものもあるというようなところで、ちょっとこちらでは、私のほうの質問にもありましたけれども、いわゆる不足事項、足らない事項について、JICAのガイドラインに準拠した支援を行うんだというようなことは、考え方としてはよろしいかと思うんですけど、実際いろいろな問題を抱えて実施しているのがベトナムの現状かと思うんです。それはわ

かるんですが、ただこれから将来に進んでいくにつれまして、今、東南アジアでベトナムが、法整備分野で恐らくかなりトップに近いところで走っているかと思うんですね、環境法分野だけですが。そういうようなときに、JICAのガイドライン、私、言葉は悪いですが、超法規的というか、本来は国内法を適用すべきことですし、国内で事業をやるわけですから、それに対していつまでこういう考え方でいけるのかなという若干の、もうそろそろ我々も相手国の主権を考えなければいけない時期に差しかかっているんじゃないかというようなことがちょっと気になったわけです。これから質問ですけど、ベトナム側のいわゆる民間企業はこれに参画するようなことがあるのかどうか。その場合には、いわゆるベトナムの企業については、自国の法律以上のものをこのJICAのガイドラインによって要求されることになる。そうすると、それに伴う出費が出てくるはずだと、そういうようなことを要求するぐらいの心づもりがあって、こういう表現になっているのかなとちょっと疑問です。

○若林 今のご指摘の点については、基本的に従来やり方で申し上げますと、ドナー側から支援をしますといったときに、その環境社会配慮のガイドラインというものもあわせて適用するというを前提に、物事は進めて参ります。その中で、当然、先方の国内法規との関係について、まさに今回も整理をさせていただいて、足りないところについては、基本的にやはり遵守を求めるということではあります。

逆に、先ほど若干、途上国であるがゆえにというご指摘もありましたけれども、まさにそうであるがゆえに、本当にその事業がよいものとして実施をされるうえで、我々が持っているガイドラインが完璧なものかどうかは別にしても、そのあるべき姿として、我々からも考慮すべき項目といったようなところ、そういった観点も含めて、JICAのガイドラインをきちんと適用していただくというのが前提ではございますので、そこで先方と折り合いをつけていくことは、まず前提条件だとは考えております。

○作本委員 事実上、私は、今おっしゃるとおりで、JICAは信頼されているし、JICAのガイドラインからも、国内の制度まで今いろいろ改善しようかという、そういう声を現地の役所から聞くぐらいですから、実際かなり質レベルの高いものをやっておられるし、それによって彼らも影響を受けている。それは私も重々認めるんですけれども、でもやはり彼らが、途上国からひとり立ちして、自分の法制度というか、国内制度をしっかりと固めてきたときに、このJICAのガイドラインの適用が、ODAの純粋部分に対する場合はいいんですけれども、民間がPPPとして入ってきたときに、どのようなことになるのかなという



将来的な方向との関連でちょっと質問したわけですがけれども。

例えば、具体的に企業で、このPPPの中でベトナム企業が参画するということはあり得ないんですか。

○若林 SPCを設立するといったときに、今回、実施機関になっているところとそれ以外の投資家というものは想定されないわけではないので、そこにおいては、一定の条件がつく可能性はもちろんあり得ますということだと思いますが、そこも、事業を実施する上で、まずベトナムの法規にのっとったやり方との整合性を確認はしますので、仮に現行のベトナム法規でカバーされていないようなところで折り合いのつけざるを得ないときには、そこはベトナム政府としての判断をまずしていただくということで、この事業についてそこをどう反映するかという整理していただくのかなというふうに思いますので、超法規的というふうに……

○作本委員 ちょっと言葉がきつくてごめんない。

○若林 いえいえ、必ずしもそういう整理をすることにはならないとは思ってまして、必ずベトナム政府側としての整理をきちんともらったうえで、そこは合意をしていくプロセスになるかと思います。

○作本委員 私自身、ちょっとこれは印象ですがけれども、このJICAのガイドラインがいいものだからということで、かなり大上段にこれを使っているというか、当然のように考えてきたわけですがけれども、やはり本来は、国家主権のもとに、それを自助努力じゃないですけど、伸ばす方向でガイドラインが役立ってくればいいということですから。基本的に今の若林さんのお話でよくわかりました。相手国政府を尊重する形で進めていただければありがたいです。

○若林 1点だけ、ガイドラインのほう、本文を補足させていただきますと、相手国等に求める要件というようなところでは、環境社会配慮調査を実施したうえで、その結果について、相手国政府においては十分考慮するということを求めますという言い方にはなっておりますので、そこは、まさにその先は調整をするということかと思っております。

○松本主査 作本委員、ちょっとよろしいですか、他の委員がなければ。

私、今の議論でひとつ伺いたいんですが、つまりいつも疑問なのは、先方に、法律にのっとったEIAなりがあった場合に、ここで議論をして、日本側のガイドラインに沿って補足をする、そこまではよろしいんですがけれども、補足した部分はどのようにして担保されるのかということをご説明いただきたいんですね。

つまり、契約として、相手国政府と融資契約を結ぶときに、何か附属文書をつけられるのか、あるいは作本委員が心配されているような民間の場合には、どなたとそういった契約を結ぶのかということについて、ちょっと事実確認をさせていただけたらと思うんですが。

○青木 作本委員のご質問に、若干、補足もあるんですけども、まず国によっては、環境社会配慮の法令なんかも充実している部分もあると思います。ですので、一概に私たち、環境社会配慮調査をやるときに、JICAのガイドラインを適用しなさいというばかりではなくて、まずそのギャップを分析しています。案件ごとにその調査の中でもしていますし、主だった国では、その国の環境社会配慮の法令とJICAのレベルというのを比較して、大体そのギャップというのは手元に持っておくんです。その中で、ギャップが非常に大きい国に対しては、相当、底入れをしながらやっていくことになりまして、ベトナムが、ある分野においては成長しているところはあると思うんですが、そういうところについては、確認しないわけではもちろんないんですけども、大体できているだろうという想定でスタートすることができる。ただ、やはり到達点というのはJICAのガイドラインというところでやっているというところなんです。

民間企業の場合、ベトナム企業といった場合はなかなか難しいかもしれないんですけども、他方でインターナショナルな民間企業が入る場合というのは、必ずしもJICAの融資ではないとしても、例えばIFCの考え方を踏襲して、銀行から借り入れるような場合というのは、やはりそれこそJICAのガイドラインと同レベルもしくはもしかしたら少し厳しいかもしれないぐらいのIFCのガイドラインに基づいたスタンダードに基づいた手順をしていると思うので、そういった意味では、民間企業が担当する場合も、同じようなことが起こり得る。ただ、国内企業については、もしかしたらちょっと今、連携室のほうから説明があるかもしれません。松本委員がおっしゃった、もともとEIAがあって、それは途上国が作りしました。十分な達成ではありませんとした際に、やはり協力準備調査等を通じて、そのギャップを埋めていく作業は一つ一つやります。それを確認する作業がまさに審査なわけなんですけども、これを例えば、いわゆる円借款でL/Aといったときに、これは、実は内部的に検討しているところなんですけれども、L/Aの中で環境社会ガイドラインを取り上げて、規定の遵守をさせる、してもらうための手順というところを担保しておかないと、確認はしたけれども、やらなくても何も罰則規定がないというようなことになりかねないという作業を今まさにしているところなんです。

他方、そのSPCなり民間に対しても同じような手続になるかと思えます。

○松本主査 それは、つまり、今、検討中ということはまだないという。

○青木 L/Aにまさにその文書があるかという、実際はないですね。

○松本主査 これは、要するに今までの一般約定みたいなものには書き込むということになるわけですか、それとも個別、個別に。

○青木 個別……、いわゆるGTCのところには書き込むということも検討していますし、必ずしも一般のところでは読み込めないものについては個別で考えていかなければいけないだろうと。

○松本主査 わかります。

○小山 海外投融資の融資契約の中に、規定する方向で現在調整を進めています。海外投融資の場合、円借款と違いまして、いわゆるGTCみたいなものがございませんので、準備を進めている契約書のひな形の中で、環境ガイドラインの遵守というのは、規定する方向です。今、準備をしておりますので、ひな形がセットされて、この案件がそのまま融資という話になって案件成立ということになるのは、あと1年ぐらいかかると思うんですが、その頃までには、そういった文言が入った形でのL/A、それに基づいて借入人との協議というのは開始される予定になっております。

○作本委員 今ちょっとお話を聞いていて、JICAさんが書かれている唯一の②のところなんですけど、企業情報の守秘義務に配慮したうえでの連携結果を公表するというのが書かれているので、もちろんODAと企業とでまた仕事のやり方は違いますから、この企業情報に守秘義務というのは当然かとは思いますが、やはり押し問答のどこら辺がちょうど調和点になるのかということについては、慎重にこれからも、ご検討というか、議論を投げて、こちらの助言委員会等にも投げていただければと思って、とにかくこのPPPという制度はまだ新しいものですから、いろいろこれから新しく決めていかなければいけないことはあるんでしょう。ぜひ投げていただければと思います。

○松本主査 よろしいですか。

○作本委員 すみません。ありがとうございました。質問6番目になりますけれども、これについては、今回のプロジェクト、フェーズⅠとフェーズⅡから、二つから成り立っているわけですが、フェーズⅠについては、先ほどのPPPとか、そういうことは抜きにしまして、今、もう進捗状況では2012年4月にアセスが一応承認されていると。フェーズⅡについては、PPPと、民間よりもむしろ公的資金で行われつつ、しかもこれから動く

ところで、ですからちょっと時期の前後しているプロジェクトが、しかも性格はもしかしたら異なる公的資金と見ていいかもしれないけど、違うものが一緒に前後して、一つのプロジェクトで今ここへ来ているというようなことで、一緒にこれを議論して、ここで、質問、どのように同列に議論してよいものか不明であるとおいたんですけれども、今、ここで一緒にもうほぼアセスがオーケーになっているものと、これからどっちにしようかと考えているものとかいう議論されちゃっていいものかどうかという、そういう時系列のことで気になったんですが、いかがでしょうか。

○若林 この点については、まさに段階が違うところで、当然、出てきている調査の結果も違っておりますし、その取り扱いについては、少なくとも今回の案件、全体像としてはブントウまでを見据えた高速道路の事業であると。その大きな事業スコープというところが連関しているというところで、当然、今回、対象としているフェーズⅠの部分とそこに連なるブントウまでの区間というところについて、全く別個の観点での環境影響評価をするということは、これはまた非効率でもありますので、現状でその全体、フェーズⅠ、フェーズⅡのスコープが見ている中で、最低限この調査の中でカバーできるところはやっておくべきだろうと。なおかつ、その公社については、効率的なEIAが取り込まれるような形を整えておくと。そこに我々自身が入るかどうかは別ですけれども、少なくともその要素として、同様にカバーされるべきであろうという観点で、今回、さっきのフェーズⅡのEIAについては、そこでTORとして何をすべきか、というところまでは、アプトプットとして、フェーズⅠのほうで詳細にはやりますけれども、そこと同列の整理がなされるような道筋をつけたいということで……

○作本委員 お話はわかるんです。どうも道路はつながっているものになって、一遍に全部手がけるわけにいかないから、フェーズⅠ、フェーズⅡと分けた、と。だけど、フェーズⅠについてはもうアセスも終わって承認されている。それで、片一方のほうについて、しかもフェーズⅠについてはお金の動向を今検討されている。フェーズⅡについては、若干、記載はあるけど、これからどうしようかというところですね。そういう意味では、あまりに、前後とは言いつつも、議論の密度というか、内容が、同じつながりのあるところではありますけど、ちょっと離れているんじゃないかなと不安を持つわけです。そういう意味では、フェーズⅡについては、改めてまた何かしら我々のほうにボールを投げただけなのかどうかということが気になったことなんですね。これでフェーズⅡもオーケーされたんじゃないかというふうに考える場合には、あまりにもこれは。入り口段階でしか

フェーズⅡはすぎません。

○若林 はい。そこは誤解がないようにしたいと思いますけれども、今回は、フェーズⅠを中心に、フェーズⅡのEIAのスコープをどこまでカバーできるかということで、配慮をさせていただいているということであって、仮にそのフェーズⅡを今後、我々としても検討するような話が出てくる場合には、当然その部分について、別途、協議をいただくと。

○作本委員 また、機会はあるわけですね。

○若林 もちろん、そういう形を想定しておりますので、今回の作業だけでフェーズⅡのほうの……

○作本委員 まだ全部というわけではない。

○若林 ええ。EIAのほうが、それで議論が終わりというようなことには当然ありませんし、ベトナム政府側のプロセスも全く進んでいない話ですので、そこは、あくまでも今回、全体を一応見据えた中で、フェーズⅡについて、一部、対応を進める。

○作本委員 ここはよろしいですね。フェーズⅡはこれである程度クリアすると。フェーズⅡについては、入り口部分は調査するけれども、改めてその中身の環境配慮については、詳細な検討と議論等を行うということ。

○若林 はい、そうです。

○作本委員 わかりました。

○松本主査 その点なんですけど、これは全体会合でも質問させていただいたんですが、今回これを拝見してもう一度確認したいのは、スコーピング段階からフェーズⅡは改めて助言委員会にかけられる。その必要対象事業となればですが、スコーピング段階からかけられるのか、それともスコーピング段階は、これはほぼクリアするというふうに考えられるのか、そのあたりはどのようにお考えなんですか。

○若林 あくまでも今回は、フェーズⅠを中心としたスコーピングの中で取り上げさせていただいたということですので、フェーズⅡをやるという段になったときに、また改めてスコーピングのほうから整理させていただくという形をとっています。

○松本主査 わかりました。皆様、どのぐらい丁寧にフェーズⅡを見ておられたかがあれですので、それであれば、多少、安心ができるかもしれません。ありがとうございました。作本委員、よろしいですか。

○作本委員 ええ、ありがとうございます。

○松本主査 7と8は私ですけれども、答えの中で大体わかりました。ただ、やはり8については、少し違和感があります。というのは、わずかこの書類をいただく3週間ほど前か何かの全体会で、200名と言っていた住民移転数が813世帯と出てきたと。世帯ですから、これは要するに10倍以上になって返ってきているので、わずか3週間かそこらの間でJICA側の説明がここまで大きく変わってしまうと、そもそも全体会の案件概要説明とは何なのだろうかという疑問を感じるので、説明は、確かにご説明としては成り立っているんですけれども、これはちょっとおかしいですよという懸念、指摘だけはさせていただきたいというふうに思っております。

○若林 ご指摘は承りまして、まさに書いてあるとおりなんですけれども、我々が事前にやった調査のところでは、あくまでも規模感としてきちんとRAPを作成しなければいけない規模以上であるというのは明らかだという、そこまでしか把握できていなかった。その数字は、うまく説明として、さも200名だというふうにとらえられた節があったのかもしれないので、そこはちょっとおわびいたしますけれども、趣旨としては、200名にすぎないというようなことではなくて、むしろ200名を超える規模での住民移転が想定されるので、きちんと対応が必要になりますということが、本当は申し上げたかったことであります。

○松本主査 わかりました。

○作本委員 よろしいでしょうか。本文の英語のほうの6章の12ページなんですけれども、ここにTable6-3というのがありまして、インタビューした世帯数が200とか、この数字がかなり詳細に載っているんですけれども、こちらのほうでは、例えば移転対象の世帯数とか、あるいは含まれる人数が大体3人ぐらいいは掛けたら200人とか、そういう言い回しはされてはいないんですか。数字としては、ちょっとアセスの報告書自体にはあまりというのは、アセスはこれに基づいてもう既に承認されちゃったということですから。

○若林 私どもも、この報告書しかないものですから、その世帯数というところでしか把握はできておりませんので、ちょっと単純にその平均の世帯人数などを掛けるということぐらいしか今はできませんので、そこはまたこれから調査する中で把握したい。

○作本委員 もう既にアセスのほうで正確な数字を出さないととおらないはずだと思いますので、数字が特定されちゃっているのではないかと私はちょっと思うので、松本さん、失礼しました。

○松本主査 ありがとうございます。

○柳委員 松本委員との7番の質問との関連でちょっとお伺いしたいのですけれども、交通運輸省は、基本的にEIAとか、それから交通インフラのF/Sの調査とか、また実施段階での調査については所管していると思うのですけれども、SEAについては、2008年につくった、改正された法律でSEAを行うというのは、役所としては環境省がやるんですよ。そうすると天然資源環境省がそれを担当するということになっているので、交通省のほうに聞いても、EIA段階しかやらないので、SEAはやらないということになる。2008年の環境法令の監督自体は交通関係でやるんでしょうけれども、ちょっと所管が違うから、交通省に調査対象地域のSEAの実施云々を確認しても、それは、やらないという、私どもはやりませんということになって、あまり意味がないんじゃないかなと思うんです。

それで、これは次の僕の9番の質問に関連するのですけれども、基本的に高速道路のフェーズⅠ、フェーズⅡの調査の他に、鉄道の計画も同時にあわせてやっているわけですよ。そうすると、当然、貨物と旅客と、それから道路だと、当然、トラックと乗用車とか、輸送関係の具体的な内容で、何を使うのか、輸送量はどうなるのか、相対的にSEAでよく見ておかなければ、その次の予測というものが、高速道路だけでやっているのと、ちょっとやはり誤差が出てくるといいますか、正確性の観点からみると、かなり不確実性が高くなってしまふということがあるんじゃないかなと思うのですけれども、その点がどうなっているのか。松本委員も、多分、地域全体のSEAと言っておられるのは、その関連で、鉄道との関連も視野に入れて、SEAで本来はやらなきゃいけないんですよ。この高速道路計画と鉄道計画というのはSEAのやるべき計画の中に入っていると思うのですけれども、何でやっていないのでしょうかね。法律の環境保護法は、改定されたのは2005年ですよ。だから、もう実施はできる体制にはもうなっていると思うのですけれども、どうしてこの案件については、そういうのを書けていなかったのかなというのはちょっと疑問として残っているのですけれども。

○松本主査 その点、いかがでしょうか。

○若林 SEAの実施あるいはその取り扱いについては、今回の事業を準備するに当たっても、必ずしも先方のほうから主体的に実施をするという話が、まず出てきていないというところがございます。EIAも、ご覧いただければわかるように、SEAについて触れていないのも現状でありまして、逆に我々としても、所管省についてはご指摘を承りましたけれども、今ご指摘のような観点でSEAというものをどういうふうに考えているのかは、まず確認をさせていただきたいというふうに思っているところです。

瓦礫のところについては、まさに鉄道の件についてもEIAでも触れておりますので、当然そことの兼ね合いについては、需要予測等で影響が出て参りますので、そこは、我々の調査の中でも、十分、検討、反映をさせていただけるところかと思っておりますけれども、SEAのところについては、そういった形でまず確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○柳委員 通達としては、2008年12月に、戦略アセスメントについては、その準備のガイドラインというのがもう出ていますので、だから2008年の12月だから2009年以降は、多分、具体的にやろうと思えばできたわけですね。だから、この計画はそれよりも前に計画されていれば、それは、該当にならなかったというのはあるかもしれませんが、今2012年の段階でやっているのは微妙な時期だなとは思いますが、ちょっと確認していただいて、どうしてやらなかったのかということもあわせて教えていただければと思います。

○若林 はい。

○松本主査 柳委員、9、10。

○柳委員 そういうことで、9の質問というのは、もう少し、一応、示していただいてありがたかったですけれども、この交通ネットワークを検討される、このシナリオを検討されるときに、鉄道と高速道路との分担といいますか、鉄道は、貨物はないんですか。

○小山 貨物を含む形で計画されているそうです。

○柳委員 貨物は含みますよね。そうすると、高速道路の貨物トラックとの関連で、その役割をどういうふうに見ているか。最初の松下委員の1番目の質問では、鉄道は10%ということになっていますけれども、それは、輸送においても貨物はこういった割合で考えられているのかどうか。それは具体的なデータが多分あるのだらうと思しますので、もうちょっとその点も教えていただければなというふうには思います。

それから、10番目については、これで了解いたしましたので、フェーズⅡにおいても、社会環境配慮においては、同様にフェーズⅠを参考にしながらスコーピング案の作成ということで了解しました。

○松本主査 今の点で、何かJICA側からありますか。

○小山 最初、9番のほうで、貨物のどれぐらいが鉄道に行くのか、その辺のモデルシフトの内わけ、計画があるかないかというところなんですけど、今、確認しましたが、具体的な数字というのは確認されていまして、大体、概算で総トリップ数10%という形で、



1番で回答しておりますが、それぐらいのシフトが起きるだろうという形で、今、想定されているということです。ただ、この鉄道の計画に関しては、調査の中でも、もちろん交通需要予測、今度の事業の収益性にも影響してくる面ですので、調査団を通じて確認していきたいと思っております。

○柳委員　そうですね。やっぱり鉄道貨物の利用のほうが、それは効率性が高いのに、それがたった10%というふうに非常に低いですね。それに、フェーズⅡの完成まで10年間かかるわけですね。2020年、2030年だから10年間のタイムラグがあるわけですね。その間、貨物輸送を鉄道でどれだけカバーできるのか。それは、鉄道がかなり寄与したほうが、それは、いろいろな意味で効率性はいいのだろうと思いますけど、その点がどうなっているのかなと。

○松本主査　その辺は、後ほど柳委員、助言文書の中で何か含んでいただければと思います。

○柳委員　そうですね。

○松本主査　じゃ、引き続き全体のところ、他に何か他の委員の方々、よろしいですか。じゃ、代替案の検討ですが、ここは柳委員が二つありますので、引き続きお願いします。

○柳委員　地元の土地利用計画を優先的に配慮するというのが、一応、社会環境配慮ガイドラインではうたっていますので、その線形をつくるときに、鉄道とのネックがやはり何かあるというようなことで、地元の計画をあまり重視しないで、推奨している案のほうが重視されているという嫌いが、若干、見受けられたので、その点の質問をさせていただいたのです。ですから、できるだけ地元の土地利用計画との整合性に配慮すべきではないかということで、11番は質問させていただいたわけです。それに対する回答で、整合性をとるように、検討を行うということですので、それはそれで了解いたしました。

それから、12番の代替案の検討、ソイナム湖付近の代替案検討、これは今のところよくわかっていないようですので、またこれは確認していただければと思います。

○松本主査　JICA側、何かありますか。

○若林　EIAのほうでも、現行の土地利用計画をベースに、代替案の検討もしておりますし、こちらから、追加的な代替案の検討を調査団のほうからさせていただいている部分もありますけれども、同じようなスタンスで臨みたいということでもあります。

それから、12番のほうのソイナム湖のところは、まさにここは、非常に重要な水源になっているという認識はEIAの中でも強調されていますので、そういう位置づけも含めて、

この拡張計画、その影響等は、きちんと情報収集はして進めて参る所存です。

○松本主査 ありがとうございます。

では、スコーピング案に移りますけれども、13、14、15、16のところが作本委員ですが、よろしく願います。

○作本委員 じゃ、またちょっと続きますが、作本です。

まず、13番については、さっきちょっとご回答いただきました。フェーズⅡについて、スコーピングまでを考えているけれども、その後どうなのかわからなかったところでありましてけれども、先ほどのご説明でわかりましたので飛ばします。

14番、これについては、自然保護区について、マングローブが3キロぐらい先に、1.5キロ先には生物学的価値のあるマングローブがある、3キロ先にもあるというようなことで、やはり大気汚染の影響というのは周辺にまで及ぶことがあるかと思えますから、あるいはこれから将来、複合汚染というんでしょうか、複合化の可能性もありますので、そういう意味では、相手国政府への提言といいますか、そういうふうな形での働きかけをしていただきたいと思いますものです。それに対して右欄のほうに、緩和策について働きかけていただけるといようなことがありましたけど、最終的に文書としては残したいと思っていますけれども、このような姿勢でありたいと思いますので、これで14番はオーケーです。

あと15番、これについても、今もう既に、排出基準というか、環境基準に達しているようなところ、あるいは大腸菌ですか、こういうのが出てきているといようなことでありますので、これで今後の対策も考えられるということは報告書にも一部書かれておりましたけれども、相手国政府に対して、ある意味で全体的な対策が必要な時期ではないかと思うんですね。今もう既に基準をオーバーしているということは、これからさらに事業をやれば、さらにそれが悪化する可能性があるのと、先ほど14番に似ておりますけれども、そういう意味では相手国政府にぜひ提案をこのご回答のとおりしていただければと思います。

あと16番、これについては、底質土というんでしょうか、こちらのほうはいずれも基準値を満たしているという記述が和文のほうに書かれておりましたけど、やはり別の箇所では、7箇所、土壌が、地盤が弱いところがあるといようなところとか、斜面があるといようなことが書かれていましたので、このあたりも、建築にかかわる方は、ベテランというか、プロかと思えますけれども、一応しっかり橋も入っていますし、仕事していただければということで、16番の回答でももちろん満足であります。

以上です。

○松本主査 はい、いいですか、そこまで。

○作本委員 今16番まで終わりました。

○松本主査 JICA側、何か追加でコメントはありますか。

○若林 ありがとうございます。

13番については了解いたしました。

それから、14番につきましても、回答させていただく内容でということに進めさせていただきたいと考えております。

それから、15、16についてですけれども、ご指摘のように、EIAの中で、既にその環境基準を超えているような項目、地域があるとか、あるいは基準は超えていないけれども、工事を開始すれば、当然その影響について配慮しなければならないような要素というのは含まれているのかなという認識はございますので、まさに回答に書かせていただいたとおりで、そのシステムの中も含めて、実施も含めてですけれども、緩和策等の修正、追加等が必要になれば、そこは、適切に提案をしていく、あるいは協議をしていくというふうに考えております。

○松本主査 この点、他にありますか。作本委員。

○作本委員 私のほうは大丈夫です。

○松本主査 私も、実は17番が非常に類似なので、よろしければ私のここの17のところの指摘をさせていただきたいんですが、私も、作本委員と同じように、現状でベトナムの環境基準を満たしていない地点が、数多く指摘されているこの水の問題を17番に書かせていただきました。この場合、つまりガイドラインを守るために、プロジェクトそのものの影響というよりは、そもそもここが環境基準を満たしていないのであれば、事業は、実施できないのではないかと私は、実は、つまりガイドライン上はできないんじゃないかというふうに思っているんですけれども、既にベトナムの法令に沿っていない場所で事業することに対して、JICAというのはガイドラインをどのように読まれているのか、ちょっと伺いたいんですが。

○青木 道路事業なんかですと、水質だけではなくて、騒音、振動ですとか大気汚染の話もあったりします。この場合に、結論から申し上げますと、必ずしも超えているので、事業を実施しないという判断はしていません。ただ、当然ながらその事業で、単独で環境基準を守れないようなことはあってはならないと思っていまして、当然それはシミュレーシ

ョンなんかをやっているわけですが、プラス、可能な限りしていることというのが、現状で基準を超えていることから、さらに悪化させないことというところですね。

○松本主査 これは、後でまた助言案のところ、皆さんともご相談したいんですが、さらに悪化させないとはいえ、基準は超えていて、さらにというのは、でも必ず負荷はするわけですね、新しい事業を行うわけですから。ですから、普通は、プロジェクトが新たな環境への負荷をかけたとしても、基準の下であるから大丈夫であろうというふうに判断するのに、既に基準を超えているものであると、どこまで負荷をかけていいのかがわからないわけですね。こういうのは、つまりどういうふうにしたらさらなる負荷を抑制できたというふうに見るのが、基準を超えているものについては判断がつかないのですが、どうやって運用されるんですか。

○柳委員 日本のアセスの道路計画で、もう環境基準を超えているところに、道路をつくるということもあるのです、当然。これはもうたくさんあるのです、そういう案件は。でも、新しい道路をつくることで、環境基準をクリアするという道路計画もあるのですよ。ええっ、と思いますけど、現実的にはそういうふうに東京都の条例でもアセスをやって、それは違法でも何でもなし。一応、環境基準ですから、法令に適合しなければいけないのだけれども、もう既存のバックグラウンドが超えているところで、道路がつかれなくなるでしょう。だから、一応、道路はあって、アセスでやって、環境緩和措置を講ずると、クリアは一応しますというような形になるのです。

○松本主査 だとすると、でもここにはそういうことは書いていないですね。この事業によって何かミティゲーションして、環境基準をクリアさせるようにするということは書かれていないですね。

○若林 明確にそこまで、そこを明確には書いていない。要するに、対策としてはこういうことをやりますということは書いてあると思うんですけども、基準との関係でどこまでも、というのは明確になっていなかったとは思いますが、ちょっと整理としては、そもそも環境省のほうは承認もしているような内容にもなっているというところはありませんので、必ずしもすべての、あるいは大宗の拠点で超えているという項目であるとか地域には必ずしもなっていないところがあるので、恐らくそこに何らかの基準みたいなものはあるのかと思いますので、そこは、調査の中でも懸念点としては示しつつ、確認をさせていただき格好にはしたいなというふうに今思っているところです。

○松本主査 その辺、日本国内に詳しい柳委員、これでいいんですか、こういう場合。

○柳委員 一応、法令は適用しなければいけないけど、バックグラウンドとして超えているところでやるというときは、できるだけ環境緩和措置を講じていただいて、できるだけ低減していただく。

○松本主査 もとの値からさらに低減するということですね。

○柳委員 そうそう。

○松本主査 つまり、負荷をなるべく少なくするんじゃなくて、もとの状態より……

○柳委員 負荷はある程度しようがないので、でも環境基準が超えているにもかかわらず、やったらよくなるという環境基準をクリアするというのは事例としてあるんです、アセス図書の中に。

○松本主査 いや、わかります、そう言ってくだされば、僕もまだ安心できるんですけど。

○柳委員 そういう努力をやっていただいて、モニタリングをやっていただいて、クリアしていただければいいのじゃないかなと思います。

○松本主査 クリアしていただいて、私もクリアしてくれればいいとは思うんですけど。

○作本委員 そういうときには、補完的な措置として、地域指定制度だとか公害指定地域だとか、大気汚染の場合、工場群もあるわけですし、あるいは総量規制の考え方が一部導入されているとか、政策担当者にこのあたり全体の大気汚染の測定データを集めることができるとか、前提がないと、なかなか実施は難しいんじゃないかと思うんですね。

○松本主査 わかりました。

○作本委員 そういう意味では、ミティゲーションの働きかけを強く相手国政府に。今の我々が言えるのは、少なくともそれだけはやらしてもらわないと話にならないと思うんですね。

○松本主査 わかりました。

あと、すみません、私のところに入らせていただきますが、18はいい、19もいいかな。

20番について伺いたいんですが、私の質問は、RAPの作成で、PAPs、プロジェクト・アフェクテッド・パーソンズの社会経済調査は、サンプル、つまり25%に対してでよいというふうに書かれていて、リセットメント・アクションプランの社会経済調査が、なぜ25%でよいのかがわからなくて、全世帯で実施することというふうに書かせていただいたんですが、これに対してお答えは、世銀、ADB、双方ともそれでいいですよというお答えなんです、該当箇所を教えてくださいたいんですが、本当にそうなんですか。私、見ましたけど、見つけれませんでした、世銀のインボランタリー・リセットメント・ソ

ースブックのどこに書かれているのかが。

○若林 既に私どもの認識は、世銀ではなくて、むしろADBのハンドブックのほうには、そのような記述があるということなんですけれども。

○松本主査 でも、世銀はリファーされていますよね。世銀は全員と書いてあるんですよ。ちょっとお待ちください、なので世銀のこのハンドブックを見れば、全員、調査するんだろうなと思っているんですが。

○大田氏 私の理解では、センサスと資産目録調査は100%、社会経済調査は20から25%で……

○松本主査 理解ではなくて、場所を教えてください、今ここに持っていますので。

○大田氏 ADBの示唆する……

○松本主査 世銀のインボランタリー・リセットルメント・ハンドブックです。

○大田氏 それも持っていますか。

○松本主査 ええ、ページ数を教えていただければ。

○大田氏 ちょっと確認してからでよろしいですか。

○松本主査 そうですか。わかりました。じゃ、私は、言っておきますけれども、アペンディクスの4には「すべて」と書いてあります。世銀のインボランタリー・リセットルメント・リソースブックのアペンディクス4、404ページからですけれども、ここでは具体的に「すべての世帯」というふうに書かれているので、もしこのADBへの一つの事業、高速道路案件がそうであったというのであれば、それでまた議論ができますので、でも世銀のリソース・ハンドブックには「全世帯」と書いてあるんだから、全世帯にやったださいと私はまた言えますので、これだけ主要なリソースを背景に25%でいいと言われてしまうと、ああ、そうかなと思ってしまうけれども、ADBの高速道路の一つの案件だけであれば、私は、まだ自分のコメントをディフェンドする材料は持っていますので、そこはお願いします。

○若林 ちょっとまず確認をさせていただきたいと思います。

○松本主査 はい。私のところはそれでオーケーですが、じゃ続いてまた先へ進めたいと思います。23番が柳委員ですので、よろしく申し上げます。

○柳委員 回答はこれで結構です。スコーピングは、フェーズ I 区域を参照して、準じて行うということで結構だと思います。

○松本主査 誰か、今、議論を聞かれていて、他の委員の方々、スコーピング案のところ

で何か追加でお聞きしたいこととか、もしあれば。

○松下委員 さっきの17番でちょっと柳委員に確認したいんですが、現状で環境基準をオーバーしていても、そこで例えば道路事業があること自体は違法ではない。

○柳委員 違法ではない。

○松下委員 しかし、現状で環境基準をオーバーしている以上、通常環境基準が十分クリアされているということと比較して、より高い努力が求められると、そういう趣旨ですか。

○柳委員 高い。いや、例えば道路計画だと騒音ですよ。

○松下委員 環境基準を達成していない。

○柳委員 ここは、水の問題、水質が云々と言っているけど、通常のアセスで、道路計画であると、もう現状が、環境基準を超えているところに、新たな道路をつくらなければいけない。そういう場合は、調査を行って、予測評価をした結果、環境基準を超えることがあり得るわけですね、バックグラウンドが超えているんだから。もう超えないような最大限の努力をやるわけですね。防音装置を普段以上につけなきゃいけないとか、そういうことでバックグラウンドが高くても、その事業を行うことで環境はよくなると。騒音は低減するというアセス図書はあるわけです。実際にそれをやった後に、事後調査をやりますよね。そうすると、やはり環境基準は超えるということがあり得るわけですね。そのときに、事後調査でもやはり超えたじゃないですかとって、アセス手続は違法だったのかということ、それは違法ではなくて、それはそれで許容されているわけです、もう道路もできちゃっていますからね。

でも、そのときに審査会としては、できるだけ、こういうある意味では基準を超えている状況があるので、もう少し事業者が音を低減するような工夫、もっと道路ができた以降も努力をやってくださいと、それからモニタリングでいつもちゃんと見ていってくださいということを行います。

○松下委員 騒音の場合だと、道路工事と関連して、防音工事だとか、あるいは……

○柳委員 できますから……

○松下委員 ある程度、対策が予測されるんですが、17番だとこれは水質ですね。水質の場合は何かありますか。

○柳委員 こういうのは大腸菌ですよ、ほとんどここで指摘されているのはね。だから、し尿の垂れ流しとか、そういう現状があるので、インフラ整備が不十分、要は下水道がち

ちゃんと整備されていないから、こういう問題が起こっているわけですね。だから、この調査を契機に、インフラ整備はちゃんとやってくださいと言わないと、こういう違法状態といえますか、基準を超えちゃうということは当然あるわけで、この事業で、本体でそこから出てくる表流水とかが地下に潜るときの対応は、それはできるでしょうけど、それ以外のし尿の処理まではできないわけです、事業者としては事業の対象の範囲から外れているので。だから、それはちゃんと環境影響緩和の措置の一環としてインフラ整備をあわせてやるようにしてもらったほうがいいんじゃないですかね。だって、地盤をいろいろとじくるわけだから、そのときに共同溝とかをできるだけつくったりするような支援してあげれば、それだと両方できるということも可能になるじゃないですか。

○若林 ご指摘を受けて、まさにこの調査あるいはこの事業の中で対応できることというのは、多分、限られてしまいますので、その枠を超えて、水分野であれば水分野のセクターとしてどういった対応ができるのかとか、その辺は何ができるのかももう一回整理してみたいと思います。

○松本主査 他によろしいでしょうか。

そうしましたら、次の項目ですけれども、環境配慮のほうにいきたいと思います。24、25と松下委員、よろしくをお願いします。

○松下委員 24については、環境影響評価によって、施工時及び供用時にTSPのレベルが基準を超過する可能性があるということですので、対策をお願いしたいということで、回答をいただいていますので、これはこれで結構だと思います。

それから、25については、コミュニケーションの人民委員会から、EIA報告書において、粉じん、振動、洪水等に対する懸念が提起されていまして、これに対しても十分な対応することコメントしました。これについても、働きかけをするということで、とりあえず了解しました。

○松本主査 何かJICAから追加でありますか、この点。

○若林 まさにここは、これから進めていく中で、RAPもこれからということですので、今後の調査の中の配慮事項として明記させていただきます。

○松本主査 ありがとうございます。

じゃ、26から29まで高橋委員ですので、よろしくをお願いします。

○高橋委員 26ですが、私が質問させていただいた趣旨は、EIAには、このマングローブについて、3キロのところには保護区があるということですが、他に、これは何と読むん



ですか、チバイというんですか。

○若林 チーバイと読むんだと思います。

○高橋委員 生物学的に価値の高いマングローブ林があるということが何箇所かに記述されているにもかかわらず、事前配付資料の和文の資料では、そのことの記述がなく、保全が必要な地域はないという、その根拠を示してくださいということです。非常に言葉がきつくて恐縮ですが、これだけ書いてあるにもかかわらず、記述がなく、保全の必要はないというような表記になりますと、この和文の事前配付資料の信頼性といいますか、それ自身も疑われるようなことにもなりかねないと思いますので、その辺は一つ留意をお願いしたいというのが1点です。

回答では、この当該マングローブ林、MABといいますか、生物圏保存地域のバッファゾーンという位置づけだというご回答をいただきました。そうしますと、実はこのバッファゾーンというのは、これは、やはり保護を対象とする場所、まさに生物圏保存地域の一部になるわけですね。これは、コアゾーン、バッファゾーン、それからトランジションゾーン、移行地域という三つの種類がMAB地域にあるわけですが、その中の一つということになりまして、やはり実際に影響があるかどうかは、それはまた別の話ですけれども、保全が必要な地域が、すぐ近く、1.5キロのところにあるということはきちんと認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、27番、これは、この回答で、中身については承知しました。実際これは助言にするかどうかというのは、関連するものが例えば32番の作本委員等々からもありますから、その辺とあわせてまた別途考えたいと思います。

それから、28番、29番、これもマングローブ林を含めた自然への影響ということになりますけれども、騒音あるいは29では汚泥といいますか水質のことです。それから、先ほど作本委員からは14番で複合的な大気汚染の話もありましたから、助言の検討についてはこの辺もまた少し整理も必要かなと思います。いずれにしろ、工事中あるいは供用後の自然環境、特に生物への影響、これは、十分、事前にも検討し、またその後も影響対策を講じる、あるいはモニタリングをするといったようなことも、検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○松本主査 ありがとうございます。JICA側から追加でコメントがあれば。

○若林 まず、26番についてですけれども、ご指摘、ありがとうございます。まさに、コ

アゾーン、バッファゾーン、トランジションゾーンという考え方、整理の仕方、この点については、十分、認識をさせていただきたいと思っておりますけれども、一応、EIAの中で、我々が見たところは、ベトナムの法令等に基づいて、このチーバイのマングローブのエリアというのが、その保全の対象となる定義に該当していないというふうに理解をしたので、こういうふうに書かせていただいたということになります。そこは、調査の中でも再確認はさせていただけるかと思っておりますけれども、あわせてこの3万9,000ヘクタールを有する、読み方は悪いんですが、カン・ジオ・マングローブ・バイオスコープ・リザーブというものがあるということですので、こちら、これ自体はユネスコのバイオスフィアのプログラムにも登録されているというものだと理解していますので、保全が必要だということ自体は、多分、疑いはないわけなんですけれども、本事業との関係で、その計画路線から1.5キロ離れているというところで、その保全の必要が定義上ないというものと理解したということではございますので、またその影響等について考慮等する必要があれば、そこを含めて調査の中で対応するのかなという認識でおります。

○高橋委員 1.5キロ離れているから保全の必要はないというその根拠、理由は何ですか。

○若林 そこは、まさに調査の中で、明確に位置づけの整理を確認させていただきたいということではございます。今は、私はEIAのレポートで1.5と書いてある点を取り上げたまででございます。

○高橋委員 ですから、先ほどお話をしたように、影響があるかどうかというのがまさに今後ですね。いろいろ現地での調査も必要になるかと思っております。ただ、その影響を及ぼす可能性のある地域がこの事業地の近傍にあるということは、これは事実でありますから、それを頭からネグレクトといいましょうか、影響はない、あるいは保全の必要な地域はないというようなことで、配付資料、いわゆる和文の資料にも、全くこの1.5キロのマングローブ林があらわれてこないということについて、私は疑義を持っているということです。

○若林 はい。それから、28、29のところですけども、特に29のところ、水生生物については、回答でも書かせていただいたとおり、必ずしもEIAの中では、十分な影響と対策について整理はされていないという認識もございますので、そこは補完的に検討させていただくとともに、28番についても、基本的にEIAは、動物全般をカバーするといった形にはなっているかと思っておりますけれども、調査の中で漏れているというようなところがあれば、そこは補完的にやっていくというスタンスで望んでいきたいというふうに思っております。

○松本主査 高橋委員、何か追加ではありますか。

○高橋委員 いいえ。

○松本主査 これに関連して、他の委員は特にありますか。

○柳委員 30番というのは、大体、26番、高橋委員の指摘の1.5ですけども、今度は、3キロ南西にあるマングローブ林、これはMAB計画で指定されているコアゾーンを持つものなんですけれども、問題はあって、そのバッファゾーンが、一般的に言って、コアゾーンを持つ地域というのは、観光開発がすごくポイントになってくるので、エコツアーがすごく増えるわけですね。現実的に、もうこの地域というのは、エコツアーが、今、結構盛んな地域で、それとエコツアーに行くための一つの道路をどんどんつくっていく。高速道路からそういった分岐の支線の道路がこれからたくさんできていくと思うのです、2030年ぐらいまでの間にですね。そうすると、やはり高速道路が整備されることによって、もっとアクセス道路が便利になってしまうので、その周りの開発というのは結構進むということをお想定しておかなきゃいけないですよ。だから、高速道路をつくる時の環境緩和策というもので、そういったMAB計画のある地域ではやはり重点的に配慮しておかないと、バッファゾーンだけではなくて、コアゾーンまで侵略される恐れがあるというふうになってしまうので、ただそういった計画をつくってくださいよということで、この回答にも環境影響を検討することを明記しますということですので、これはこれでよろしいかなと思っております。

それから、ついでに31番ですけども、31番もよろしいですか、移って。

○松本主査 はい。

○柳委員 31番については、環境管理計画でこういった建設資材のリサイクルについては、用途の標準を作成して配慮するということですので、その達成度の用途基準を作成することですので、これでよろしいとは思いますが。詳細設計時に環境管理計画をバージョンアップさせて、そのときに考えるということですので、そのとおりにやっていただければいいと思います。

○松本主査 今の点、JICAはいかがですか。

○若林 30番につきましては、今ご指摘がありましたように、バッファゾーンが利用される可能性もあると。当然、影響はコアゾーンにも及び得るといふ、そういう考え方を十分認識のうえ、影響について検討させていただきたいというふうに思います。いずれにしても、こちらはフェーズⅡの話になっておりますので、また正式に取り上げる段階に至っ

た場合には、また改めてスコーピングをとということになりますけれども、一応そういう認識で進めたいと思います。

31番につきましても、回答のほうに書かせていただきましたけれども、調査内で再利用計画の作成、それから環境管理計画の更新時点での用途標準の作成といったような取り組みを提案したいと考えておりますので、こちらのほうはそういった形で進めさせていただきたいと思います。

○松本主査 ありがとうございます。柳委員はこれで。

○柳委員 結構です。

○松本主査 環境配慮全体では何か他の議論をお聞きになって委員から追加でございますか。大丈夫ですか。

そうしましたら、社会配慮ですが、社会配慮は、確かに名前は似ているんですけども、松下委員ではなくて、これは私ですよ。

○松下委員 そうですね、34から36。

○松本主査 本と下、微妙に似ていると言えは似ているんですが。34から36は松本であります。

そうしましたら、まず32、33と作本委員、お願いします。

○作本委員 32番につきましては、文化遺産の問題、起こらないということで断言されているわけですがけれども、南東地域というのはどれぐらい今回の事業サイトから遠いものか近いものかわかりませんが、そこで発見されているというようなことが書かれています。あと、パゴダというのはどのぐらいの規模のものを言っているのか、あるいは保存に必要な程度のものか、そこら辺、わかりません。建てて、またつくりかえるとか、そういう類のものかわからないんですけども、このパゴダについては、30メートルから40メートル近くにあるということで、これは、恐らく彼らにとっての生活、文化様式の一部かと思っておりますので、影響というのは、モスクなんかと同じように、やはり影響の有無を確認するという形で進めるのがよろしいかと思っております。ご回答いただいた内容がありますので、このような影響を検討しますということでよろしいと思っております。

33番については、住民移転の数がかなり多いですね、810。先ほどからも議論されてきておりますけど、813世帯ということなので、これは、やはりきちんとしたRAP計画、そういうものがどうしても必要でないかと思っております。ちょっと私も、来る前に、ベトナムの戦略アセスの規定を読んでいたんですけども、ここのPPPは、プラン、ポリシー、プロ

グラムというのをすべて入れると言っているんですが、マスタープランも戦略アセスに、できれば努力目標でありますけど、かけなさいということが書かれている。しかも、5年以上にわたるような計画も戦略アセスにかけなさいなんていうことが規定に書かれていましたので、今回のが具体的に該当するとは思いませんけれども、ベトナム政府側もこの住民移転はかなり気を配っているテーマでもありますので、ぜひしっかりとした方法で、TORの作成予定とは書いてありますけれども、注意深くやっていただければと思います。33番の説明はこれでよろしいかと思えます。

以上です。

○松本主査 JICAのほうからお願いします。

○若林 まず、32番のほうですけども、EIAの中でも、区間ごとに現時点で把握されている、存在する文化的な遺産等のリストは入っていたかと思えますので、それも含めて、本調査の中できちんと内容を確認して、必要な対策が講じられるように進めて参りたいと思えます。

それから、33番、先ほど来ご指摘いただいておりますけれども、住民移転の規模は非常に多い格好になっておりますので、住民移転計画の作成については、入念に段取りを踏んでやっていくということで私どもも考えております。

○松本主査 ありがとうございます。作本委員、これで大丈夫ですか。

○作本委員 今のご回答で結構です。

○松本主査 そうしましたら、34から36は私ですが、ここは質問だったので、農地を失う世帯と、居住地を失う世帯には重複があり得るということで、トラディッションはハンディクラフトということなんですが、35の「Handicraft」というのは、具体的に言うと、NTFPを使ったハンディクラフトなんでしょうか。何を使ったハンディクラフトかわかりますか。

○若林 ちょっと調査員に確認をさせていただいて……

○松本主査 そうですね。つまり、地域の資源を使ったハンディクラフトであれば、当然それを失えば、このハンディクラフトというところには影響がありますけれども、普通はそういうものを使うと思えますけれども、ハンディクラフトは、何かそうでない、外から材料を持ってきて、金属で何かをするとか、そういうものであれば、また影響は違うと思えますので。

○若林 はい。

○松本主査 工業団地については、まだ雇用の場となるかどうかはわからないということで理解をいたしました。

何か34、35、36で追加のコメントとかがあったらお願いします。

○若林 私のほうから特にございません。

○松本主査 わかりました。

じゃ、続きまして、37、38と柳委員、お願いします。

○柳委員 これは、労働者が、高速道路の建設に当たっては19万4,000人ということで、1日当たり19万4,000人も働いているというのはすごい数なので、それについて、また詳細設計時の環境管理計画を更新するときに、こういった労働者の労働環境衛生についてちゃんと十分な配慮が行われるように働きかけをやっていただきたいと思っております。また、働きかけることといたしますというのは、そういう回答があるので、働きかけられるというのがどれだけ担保されているのかなという、どういう形で担保されるのかよくわからなかったから、こういう回答について、だからとりあえずこれもコメントで残したほうがいいのかなどは思いますけれども、一応、回答の内容については理解いたしました。

それから、38について、モニタリングなのですけれども、モニタリングというのは、じゃどこがアセスの手続の中でやるのかというのは行政機関のタスクの中に入っているわけです。これは、プロジェクトの実施タスクにはなっていないで、実施状況の監督とモニタリングを行政機関ということだから、多分この関係、国ではなくて地方自治体の環境局とかに権限が委任されるのかなというふうには思いますけれども、行政機関と書いてありますので、そこでちゃんとモニタリングをやっていただくようにということですね。ここに事業実施機関と書いてあるから、これはちょっと違うんじゃないか。監督機関ですね。だから、一応、アセスの手続のときには、プロジェクトの実施者と、それから行政機関としてEIAの評価をする、準備をする行政機関と、それから評価組織のタスクと三つに分かれているわけですね。特にこのモニタリングは行政機関のタスクの中に入っているのですからそこでちゃんとやっていただくということですね。ちょっと事業実施機関を修正されたらいいと思います。

○若林 ありがとうございます。37番ですけれども、従来、円借款の事業の中でも、こういった労働者に対する労働環境の衛生面、安全と、例えばエイズに代表されるような感染症対策といったようなことへの配慮については、検討するという取り組みにはなっているかと思います。基本的に、同様のアプローチをとらせていただくのかなというふうに考え

ています。具体的に移動労働者がいて、そこでエイズを含む感染症が発生し得るとか、そういったことがあるのかないのかといったようなところで、具体的に事業の中で、どういった追加的な措置が必要になるかという検討も出てくるかと思います。そこは調査の中で整理をさせていただくというふうに考えております。

それから、38番については、ご指摘のところは修正をさせていただくとともに、調査のアウトプットとしても、各施工前、後の段階で役割分担等については、整理がなされるように配慮をしたいというふうに思います。

○松本主査 よろしいですか、柳委員。

○柳委員 はい。

○松本主査 私、ちょっと一つ関連で、実施機関という言葉について伺いたいんですが、その海投を前提とされている事業で、実施機関というのはどこを指しているんですか。

○若林 この中では、BVCがEIAの中でクライアントと呼ばれる位置づけになっているところですが、一応そこを本事業では実施機関というふうに位置づけて、一義的には我々に対する一つの窓口という形で考えております。

○松本主査 つまり、企業体ではないという意味ですか。

○若林 ええ。もちろん企業体、今も企業体ですし、実際に事業の中でもSPCとして想定されるところに入ってきますので、基本的にはここが主体となって取り組んでいくという意味合いです。

○松本主査 今の柳委員のご指摘も、例えば監督機関という言葉が出てきましたけれども、つまり民間に近づけば近づくほど、借り手をとおしてでしか働きかけがなされなくなっていくというのは、そのJBICを見ればよくわかるんですけども、伺いたいのは、実際は借り手以外の政府機関に対しても、JICAとしてしっかりと例えばこういう点は監督してくださいということを行うということは、可能であるかどうかという点について確認させてほしいんです。

○若林 一義的には可能だというふうには考えておりますので、なおかつ調査の結果としては、先方政府にも開示できる内容でご用意いたしますので、そういうところで確認をいただけるものと思います。

○松本主査 わかりました。ありがとうございます。じゃ、社会配慮について、他の委員から何か追加でありますでしょうか。

では、なければ、ステークホルダー協議と情報公開です。39番、松下委員、お願いしま

す。

○松下委員 39番、回答をありがとうございました。39の趣旨は、EIA報告書で不足した部分として、広範囲のステークホルダーを対象とした協議が必要とされるということでした、それに対して、今後、実施される住民移転計画に係る住民協議において、用地取得移転の対象者に対しては概要説明をするということと、その他の人に対しては、必要と判断された場合に、個別訪問して意見を聴取するということの回答いただきました。これで大体よくわかりましたが、必要と判断された場合というのはどういう場合であるのかということと、それから集会タイプの協議ではなくて、個別訪問して意見を聴取することにされた理由について、説明をしていただければと思います。集会タイプと個別訪問タイプと、それぞれメリット・デメリットはあると思うんですが、そのあたりについてちょっとお願いします。

○松本主査 JICA、お願いします。

○若林 まず、必要と判断される場合というところですけども、基本的には、今回のEIAの内容、詳細をまず確認させていただきますので、その確認の協議を踏まえて、不足しているようなポイントについては、ステークホルダーに対して、説明、意見聴取等を実施すると、そういう流れを想定しているということでございます。

それから、モダリティについては、まさに必ずしも私は、集会が否定されているということでは認識していないんですけども、必要に応じてということであれば、そこは集会を開いてまでということにもならないだろうという想定のもとで、個別訪問の形で実施をしていくものというふうに認識しています。

○松下委員 集会タイプだと、他の人の意見も住民が聞けますね。個別で1対1だと言にくいこともあるし、全体で割と雰囲気的に言いやすいとか、そういうこともあるかと思うんですね。ちょっとこのあたり、状況に応じて集会タイプもあり得るのかなというふうに思います。

○松本主査 ありがとうございます。その点、よろしいですか。

○若林 はい。わかりました。

○松本主査 じゃ、40番、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 回答について、私はこれで承知をいたしました。ただ、私自身は、このコミュニケーションで10世帯の抽出ということが適正であるのかどうかというのはちょっと判断できませんので、もし他の委員からご意見があれば伺いたいと思います。ただ、いずれにしまし



ても、各委員、これまでもご指摘がありましたように、被影響住民といいたいでしょうか、PAPといいたいますか、この人たちの意見等をきちんと吸い上げることができるような、そういう手続をしていただきたい。そういう影響を受ける住民の意向、意見はきちんと確認していただきたいということをご要望いたします。

以上です。

○若林 ご意見、承りました。ありがとうございます。

○松本主査 じゃ、次に41番、作本委員、お願いします。

○作本委員 回答は丁寧にもとめていただきましてありがとうございます。双方向のコミュニケーションを実施する予定であるとまで書いていただけたんですが、開催頻度ということをおちょっとここで申し上げたのは、やはりご回答の1行目にある「1コミュニケーションに対し1回の住民協議を想定しています」、これは、必要とあれば複数回という意味で、表現を例えば最低1回というような形で、必要とあれば場合によっては2回になるかもしれないというようなことをにおわせていただくような表現のほうがありがたいのではないかと思うんですね。形だけ1回やりましたということでお終わりにされるのは、あまりちょっとよくないんじゃないかと。文章全体としては、意味のあるというか、双方向のコミュニケーションをとられるということでお了解いたしました。

○若林 今いただいたご意見ですけれども、基本的にヒアリング等は、各ヒアリング対象者については公平に実施をすることも必要かとは思っていますので、例えば実施するに当たって、通知をする際にも、不公平にならないような形では取り組んでいく必要があるかと思っていますので、もちろん必要に応じて追加的に聴取を行うということ等はあり得るかと思っていますので、ちょっとどういう書きぶりにするかは、また検討させていただきたいと思います。

○作本委員 必ず複数回やってくださいという意味ではなくて、例えばたくさん質問したけれども、1回でお終わりですと、あとは文書でお答えしますから、ネットを見てくださいという形だっておあり得るわけですので、そういう意味で必要に応じて1回か2回以上になる可能性もあるという、そういうニュアンスでお膨らませていただければ、基本線は、1回は最低やるというような、そういうことでよろしいかと思います。

○若林 趣旨、了解しました。

○松本主査 よろしければ、柳委員、お願いします。

○柳委員 事業主体が、フェーズⅠとフェーズⅡで異なる可能性があるわけですね。そ

れで、土地の収用については、ベトナムでは、土地法に基づいて、それに関連の法規をずっとつくっているわけですが、その土地法を見ると、基本的には国が買い上げることを重点に置いて、補償の基準をつくっておられるので、あとは関係の行政機関の人民委員会を通じてのその規定というものを、土地法をもとにしていろいろつくると。そうやってベトナムというのはたくさんできているわけですね。ホーチミン市でもできていますし、いろいろなところでそういうをつくっているわけですが、やはり民間がフェーズⅡをやるということになると、民間の企業体が主でやるのだという話になっちゃうと、国が別に買い上げるわけじゃないから、差がそこにどうしても出てくる、ここはご指摘のとおりだと思うんですね。やはり補償基準に差がある。でも、一連一帯のある意味では高速道路、フェーズⅠ、フェーズⅡと区切っただけで、それは、効率性とか、いろいろなことを考えられて、そこに民間も入れてというようなことをやっているの、基本的には、でも国が買い上げて、一連のものですね、高速道路。やはりそういうふうな認識をちゃんと持っていたかかないと、個々の行政区でつくっている規定に従っちゃうと、これは民間だからということになって、どうしても差が出ますよね。ただ、こうやって管轄機関に提案するとお書きになっていますけれども、もうちょっとこちらのほうから、ちゃんと言わなきゃいけないのじゃないかなというような気もしております、お答えの内容は、これで理解はいたしましたけど。

○若林 今いただいたご意見については、必ずしもこの案件だけに限定された話ではないという認識でおりまして、まさにその土地の収用自体は、国のほうがやったうえで、EIAも承認をしているというプロセスにもなっているかと思っておりますので、そのアウトプットのところの補償の部分の公平性とかいったようなところ、あるいはその進め方についても、配慮というか、ベトナム側において整理はなされていないといけないと思っておりますので、少なくとも調査の中で、そのあたり、提案させていただくとともに、確認を進めたいと思っております。

○松本主査 よろしいですか。ステークホルダー協議、情報公開の点で、何か追加がございますか。ないですか。

では、その他のところで、43から46まで作本委員、お願いします。

○作本委員 進めさせていただきます。43番、これは、フェーズⅡについて、先ほどもうご説明いただきましたフェーズⅡについてアセスはどうするんだということから出発しているんですけれども、一応、今、手元に、2008年のいわゆるアセスの対象事業リスト、

ここには、すべての道路が、普通のEIAで、通常道路が全部入っています。戦略アセスはいわゆるグレーゾーン、1から3ということが書いてあるんですけども、いわゆるハイウェイについては、距離に無関係にすべて戦略アセスの対象にするという事業があるわけで、戦略アセス事業リストが2011年のナンバー7から11という、これは政令でしょうか、載っておりますので、一応、両方ともこれは、両方というか、今回の距離にかかわらず、31キロと書いておきましたが、戦略アセスの対象になるかと思われるんですね。ただ、戦略アセスを取り入れたのも既に数年前で2008年の段階になるわけですから、そういう意味では今回なぜこれが対象になっていないのか。

私も、実は戦略アセスが、誰がやらなきゃいけないのかということで、規定を読んでいまして、そうしたらはっきりはわからないんですけども、いわゆるプロジェクトオーナーだということが書類提出者のところにあらわれてくるという、そういう書き方になっていました。そういう意味で、プロジェクトオーナーというのは誰なのかということになって、大半は政府関係の機関ということにはなるんでしょうけれども、PPPの場合にはこれがプロジェクトオーナーになるんだろうというふうに当然推測されますので、いわゆる戦略アセスの法律を見てもはっきりしないところが出てきておりますので、ぜひフェーズⅡあるいはフェーズⅠについては要らなかったのかというところを確認していただければと思います。

44番については、オートバイが、今、ベトナムは多いわけですけども、その通行量への換算をどうされているのかと思っていたんですが、少なくとも考慮して、車の普及台数の二輪車のことは含めていないというようなことをご回答いただきましたので、わかりました。

あと、45番については、ここに採用されている規定類は、あまり2008年ぐらいまでは古いということをちょっと申し上げたんですが、アセス等の資料では、最新の法令でもちろん書かれていることは存じ上げております。しかもまた、右行には最新の法令まで追加して、並べていただきましたから、これで了解いたしました。

あと46番、これは、アセス資料、いただいた英文の350ページという膨大なものでありまして、どこを守ったらいいのかというぐらい分量も厚い大変なものかと思うんですけど、これを必要な事項についてはぜひ守っていただければという要望です。

以上です。ご説明、ご回答で結構です。

○松本主査 はい。JICA側から何か追加はありますか。

○若林 戦略アセスのところについては確認をさせていただきたいと思います。冒頭の議論の重複にもなりますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

その他のところは、いただいたコメントは了解いたしました。ありがとうございます。

○松本主査 はい。よろしくお願いします。

じゃ、最後、47番、柳委員、お願いします。

○柳委員 ベトナムのEIAのシステムでは、ここに書いたように、評価機関の評価はアセス当初の段階で終わってしまうので、あとは、モニタリングは行政機関が行うので、多分、中央直轄市と、あと人民委員会とかがモニタリングの管轄ということで、モニタリングどおりうまくやっていないければ、また監督したり検査したり、そういうことを実際に行うということになっているんだと思います。だから、モニタリングの体制をレビューしていただいて、不足部分というのは、これは人民委員会が、ちゃんとそういうことをやっているかどうか、やれる形になっているかどうかをチェックしていただければと思います。

○若林 調査実施後あるいは事業実施に入ってから体制については、調査の中でも検討させていただくとともに、誰が何をするのかといったようなところ、先ほども議論がありましたけれども、整理をさせていただいて、確認をしたいというふうに思います。

○松本主査 よろしくお願いします。本当は一休み入れたいところですが、柳委員が4時までということですので、まず柳委員がご指摘された点について、助言案にどのように載せるかという点を柳委員のほうから少しお願いします。

○柳委員 それでは、私がつけた事前質問とコメントの部分で、コメント等をしているところなのですが、3ページの10番目ですね。10番目についてはそのままコメントとして残してください。それから、11番目ですけれども、前段の部分は、もうこれはいいので、後段の線形選択の際、地元の土地利用計画との整合性を配慮する必要があるということとはコメントとして残してください。

それから、12番も、このまま拡張計画を考慮に入れるべきであるということで、「考慮に入れる必要がある」でもよろしいんですけども、そういう形で助言案として残したいと思います。

それから、23番ですけれども、23番もこのまま助言として残してください。

それから、30番ですけれども、この周辺への「環境影響を検討することを明記いたします」と回答で書かれると、あとちゃんと明記されているからいいのかなというのか、それともちゃんと緩和策は検討すべきではないかというのを残したほうがいいのかとちょっと

悩むのです。こちらを落としていいのかがよくわからないので、とりあえず30番と31番についてはコメントとして残したいと思います。

それから、37番もコメントとして残すということです。

それから、42番もコメントとして残したいと思います。

それから、47番もコメントとして残すということで、本当に申しわけないんですけども、みんなコメントとして残させていただければと思います。

○松本主査 はい。後で、委員全体で議論した後、調整が必要になったものについては、個別に柳委員とメールでやりとりをさせていただきますが、今の柳委員のコメントに対して、JICAの側から、この文面で残されると対応がわからないとか、何かそういうもし実務的なちょっとしたご相談があればこの場でお願いしたいんですが、このままで助言をもらっても、対応の仕方もイメージがつくということであれば、それで構わないんですが。

○柳委員 回答が、予定とか、それから想定されていますとかいうふうなことだと、本当にちゃんと書き込んでくれるかどうか、ちょっとこちらもよくわからないので、コメントとして残した後でチェックしていただいたほうがこちらとしてはいいなと思って、普段だったら、みんな大体落としているのですが、今回、残させていただいております。

ただ、9番については、先ほどSEAを本来はやっていただかないとわからない部分もあるんですよ。だから、それは確認していただくようですので、9番は、特に残さなくていい、落としていいかなと思っております。

○松本主査 逆に……、どうぞ。

○高橋委員 今回の柳委員のお話で、どれをコメントに残すか残さないかというよりも、私、他のワーキンググループに確認をさせていただいたことがあります。そのときには、あくまでもいただいた事前資料に対してのコメントということで、回答で、対応しますとか明記しますとかがあっても、それは、コメントの結果、明記することになるので、コメントとしては、残したほうがいいといえますか、残してもいいといえますか、そういう回答をJICAからいただいたようです。

○柳委員 そうですか。わかりました。

○高橋委員 そういうことでよろしいですか。

○青木 いずれの選択をされる場合もありまして、(助言を)残してくださっても、(レポート等への記載は)残すつもりで右側に書いていますので、実質は、作業は同じなんですね。ですから、そこはお任せいたします。

○柳委員 わかりました。

○松本主査 柳委員、9番目は先ほど鉄道の需要予測の必要性について言及されましたが……

○柳委員 そこは、SEAとの関連で何か確認されて、結局、これは、複合計画について、そのSEAをやったかやらないかの確認もあるので、ちょっとそれがわからないとなかなか助言案はつukれないかなと思いました。

○松本主査 場合によっては1番で松下委員のところと……

○松下委員 1番では、鉄道事業の現状と今後の計画を確認し、将来の環境影響やモーダルシフトの観点から鉄道整備を重点化するよう働きかけることという、そういう趣旨のことを……

○松本主査 そこで読めるという感じですか。JICA側としてはどうですか、今、柳委員から出されているコメントの部分については。

○若林 念のためちょっと確認なんですけど、最後の47番のコメントの部分ですけれども、事前配付資料の19ページのフローチャートがございます。そこで、環境評価部局の関与というのが評価書レベルであるということで、事後調査レベルに及ばないということですが、一応ここで、私どものほうで、「モニタリング体制をレビューし」ということで書かせていただいていますけど、一応イメージとしては、PPPで民間企業が実施主体になるということを想定すれば、当然そこが一義的にモニタリングをやって、報告書を環境省のほうに提出するということであって、環境省として何かモニタリングを直接するとか、あるいはそこにモニタリングの体制を働きかけるということでは必ずしもないのかなというふうにもちょっと思われたんですけども。

○柳委員 19ページの図の8というのは、EIAのレポートの段階だから、その下なんですよ。その下がこれに何も書いていないじゃないですか。

○若林 ということですね。

○柳委員 評価は、ここまでは関与するのですよ、評価機関というのは。でも、この下については、評価機関は関与しないので、あとはもう実施に入ったときに人民委員会がそれに関与するという形になると思うんです、モニタリングについてはね。だから……

○若林 すみません、環境省じゃなくて人民委員会ですね。

○柳委員 はい。

○若林 そこは、整理を確認してということで了解いたしました。

○松本主査 実際、ベトナムでたくさん事業をやっているから、モニタリング体制についてはもう……

○柳委員 よく知っていますよね。

○若林 そうです。そもそも、審査をやったときにも、どういう体制でモニターされとか事業の実施体制というのは、当然、審査の結果の文書の中に全部盛り込みますので、もちろんそこでも確認いたしますし、この調査でも確認していくという整理かと思います。

○松本主査 では、これで大丈夫ですか。柳委員から提案のあった助言案はそういうことで、あとは、委員の中で何か重複とかあった場合に、個別に柳委員と調整させていただくと。

○柳委員 メールですね。

○松本主査 メールでやらせていただくということで、じゃちょっと休みを入れてよろしいですか。いつも10分ぐらいしかない。

○上田 すみません。1点いいですか。38番は残されるということでよろしいでしょうか。

○松本主査 いや、残されるに入っていませんでしたよね。

○上田 37番のみですか。

○柳委員 38というのは基本的にさっきの47と連動しているんですよ。

○松本主査 どうされますか。

○柳委員 そうですね。工事施工前については、47とは言っていないんですけども、だから施工後の確実に環境緩和策がやられたかどうかというのはやはり配慮しておかなきゃいけないですね。だから、すみません、38も残すということでお願いします。

○上田 はい。

○松本主査 逆に、柳委員、47が38に含まれているというふうではないんですか。

○柳委員 モニタリングについて、これは、38と47をちょっと合体させて書き直すということはある得ます。モニタリングの外部評価の支援ということを38にも入れるということで一本化してもいいと思います。

○松本主査 例えば現状では、全く同じ、含まれるのであれば、47は別々に、ここでは……

○柳委員 はい。これは確実に施工してくださいということだけだから……

○松本主査 なるほど、わかりました。

○柳委員 あと、それとモニタリングは、また施工するのは事業者の話なので、モニタリ

ングはそれを監督する機関の話です。

○松本主査 わかりました。じゃ、ここでひとまず休憩を入れさせていただいて、4時に再開したいと思います。

午後3時52分 休憩

午後4時00分 再開

○松本主査 じゃ、引き続き助言案の作成に移りたいと思います。

じゃ、再び全体事項からで、松下委員、1番、2番、お願いします。

○松下委員 1番については残します。コメント案ですが、回答をちょっと借用して、鉄道整備事業の現状と今後の計画を確認し、将来の環境影響やモーダルシフトの観点から…  
…

○松本主査 ちょっと待ってください。追いついていない。

○松下委員 追いついていない。はい。鉄道事業の現状と今後の計画を確認する。

○松本主査 現状と今後の計画を確認。

○松下委員 あとは、上へ戻りまして、将来の環境影響やモーダルシフトの観点から鉄道整備を重点化するよう働きかけること。

以上です。

○松本主査 鉄道整備事業の現状と今後の計画を確認し、将来の環境影響やモーダルシフトの観点から……

○松下委員 「は」はとってから入る。

○松本主査 鉄道整備を重点化するよう働きかけること。

○松下委員 はい、以上です。それから、2番については、これは落とします。

○松本主査 はい。1番は、JICA側、どうですか。これで、趣旨を酌み取れていればこのままいきますが、これは、JICAがやる作業としては何を求めているということになりますか、松下委員。

○松下委員 今回の調査の中で、まずは鉄道整備事業の現状と計画を確認すること。

○松本主査 確認と。

○松下委員 それから、今後、鉄道整備を重点化するように働きかける。これは……

○若林 今回の調査が、高速道路の建設のためにというところもございますので、もちろん鉄道事業の現状、当然、モーダルシフトの部分とか、そういった検討状況であるとか情報の確認をさせていただきたいと思うんですけども、それを踏まえて、鉄道整備の重点



化するような働きかけをこの調査としてやるのかというところは、ちょっと位置づけが曖昧になってしまいますので、重点化するように働きかけるというよりは、その重点化の位置づけとか情報の確認を行って、その整合性なりを確認するといったような形で考えたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○松本主査 いかがでしょうか、松下委員。確かに、道路整備ということになると、最後が、鉄道整備の重点化を働きかけるというのが悩ましいというJICAのコメントも、わからないでもないかなとは思いますが、でも松下委員がこれでということであれば、これでいいと思います。

○松下委員 この事業で、直接何か結果を求めるのは難しいと思うんですが、機会をとらえて、重点化について確認をし、それでその意識を持っていただくと、そういう趣旨で、このとおりできるとは私も考えていませんが、気持ちとしては残したい。

○松本主査 わかりました。重きとしては、その確認のところはまずはちゃんとやってくださいというところで、後半が、期待として、こういうことを今後やってほしいということになるということになるのでしょうか。

○若林 繰り返しですけど、この調査のアウトプットとして働きかけに行くのかというところが、なかなか位置づけとして難しいのかなという気がしていますので、もちろん確認はさせていただきますし、そこをベトナム政府で、どう考えているのかという情報の整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、調査を実施していく中で、道路事業の調査をやりながら、鉄道事業について重点化をという働きかけというのは、立ち位置としてなかなか持っていきづらいかないという気がいたしますので、そのところは、確認及びまさにその重点化はどう考えているのかというところの整理をさせていただいて、この調査としては、高速道路のほうの検討にそれをまさにモーダルシフトの関係で反映させていただくというような整理でよろしいでしょうか。

○高橋委員 なかなか働きかけというのは難しいと思いますから、鉄道整備事業の現状及び将来の環境影響、モーダルシフトの観点からの鉄道整備重点化計画を確認することとか、そんなようなニュアンスにしたらいかがでしょうかと思っておりますけど、鉄道整備重点化というのがちょっとストレート過ぎるので、環境影響やモーダルシフトの観点からの配慮を働きかけること。

○松下委員 JICAさんが、要するにこの調査事業として、アウトプットとして働きかけを誰に、いつの時点でどこに対してやるかという、その辺は、そこはないですか。

○若林 まさにそこなんですけれども、ちょっと対象が違ってきてしまうところもありますし、逆にこの調査のアウトプットもしくはこの高速道路事業の必要性とか事業性みたいなところを判断する上で、まさに前提条件としてその鉄道整備が今後どういうふうに重点化されていくのかというところを踏まえたうえでのまさに需要予測とか、そういったものを立てていくことになりますので、まさにその鉄道整備を本当にどう重点化していくのかという部分の確認することは、当然、必要だということだと……

○松下委員 先方実施機関として、事業実施機関がVVECで、監督官庁がMOTですね。MOTに対して、モーダルシフト等について配慮するよう働きかけるということは、将来のことを含めてできるのではないのでしょうか。

○松本主査 いかがでしょうか。

○若林 なかなか根本的な哲学の問題になってきてしまうのかなというところをちょっと懸念しております、それを言っちゃうと、何か元も子もないような感じになってしまうかなということで、さすがに鉄道整備を重点化してくださいというような働きかけは、今、この立場からはしにくいのは正直なところですね。あくまでも、客観的にベトナム政府としてモード別のシフトをどう考えていくのかと、調査の中では、その鉄道部分についてどう重点化が考えられているのかというところを整理する。協議の中では、一般論として、その鉄道の効率性とか、そういったところは当然あるかと思しますので、そのあたりをヒアリングさせていただくということは可能かと思しますので……

○松下委員 実際上、そういうことをやっていただきたいという趣旨で出しているんですが、この文章でどうですかね。

○若林 要は、主体的に我々がこの調査を提案しているところでもあるので、そういう立場から鉄道整備の重点化も働きかけるという能動的なアクションを起こすというのが、そもそも矛盾しちゃっているかなということがあるので、そこをちょっと気にしています。

○小山 現在、鉄道の整備状況ですとか今後の計画を確認したうえで、高速道路の鉄道との相対的な立ち位置というのがわかるかと思いますので、それを把握したうえで、適切な環境配慮を行うですとか、事業の設計を行うとか、高速道路事業に限定したことであれば対応は可能なんですけど、まさに、今、若林が申しあげましたように、高速道路事業に関しての事業化という調査をやっている中で、横に走る鉄道のほうを重点化してくれとかいう話になってしまうと、なかなか難しいのかなというのは聞いていて印象としてあります。

○若林 ですので、少なくとも鉄道整備の重点化についてどう考えていって、その考え方

をどう整合的に本事業なり高速道路の整備の取り組みについても進めているのかどうか、その辺を確認するという形であれば対応可能かなと考えておりますけど。

○松下委員 じゃ、案文を少し変えまして、環境影響軽減やモーダルシフトの観点から、鉄道整備事業の現状と今後の計画を確認すること、それぐらいでどうでしょうか。

○若林 はい。

○松本主査 環境影響の軽減、将来の……

○松下委員 軽減やモーダルシフト……

○松本主査 既にあそこに書いてあります、もう2行目に書いてあるので、将来の環境影響の軽減や。

○松下委員 将来の環境影響の軽減やモーダルシフト推進の観点。

○松本主査 そこに思いを込める。

○松下委員 軽減は減らすほうです。観点から、鉄道整備事業の現状と今後の計画を確認すること。

○松本主査 ありがとうございます。

じゃ、次、作本委員、お願いします。

○作本委員 この3番については、残していただきたいんですが、極めて短くしまして、冒頭から読ませていただいていたいいですか。本事業における……

○若林 3番ですね。

○作本委員 3番です。今、本事業におけるフェーズⅠとⅡ、これは本文中にあります、フェーズⅠとフェーズⅡの本事業における、フェーズⅠとⅡ、上のところからコピーしていただいて、の調査、一番下から3行目ぐらいにあります、本文中にある、調査対象範囲を明確に区別して記述すること、記述の方法ですけど、以上です。

○松本主査 調査がダブっています。

○作本委員 フェーズⅠとフェーズⅡの内容的な違いがあるということを前提に、はっきり書き込んでくれればという記述方法だけの件ですが。

○小山 報告書内ということよろしいですか。

○作本委員 報告書内で、もちろんそういう意味です。書き方を注意してくださいというだけのことであります。質的な内容は一切含んでいない。

○若林 要は、同じ植生の話をしているのに、フェーズⅡの話とごちゃまぜに同じ……

○作本委員 そういうふうな意味合いです。

○若林 そこをきちんと直す。

○作本委員 はい。

○松本主査 よろしいですか。じゃ、次の4番。

○作本委員 4番は、一応わかりましたので、削除ということにさせていただきます。

5番目なのですが、これは、ちょっと悩ましいところで、先ほど松本さんからのご意見も賜ったところで、文章を変えさせていただきます。上から、五・六行目に、民間事業者が参加するPPPの場合において、これを冒頭に使用させていただいて、次の文章を「において民間企業への配慮の具体的な適用方法と手続を明らかにすること」、先ほどローンアグリーメントの話なんかも出ていたんですが、これで何を要求しているのかははっきりしないところも一部残ってはいるんですけど、ちょっと松本さんからご意見を聞きたいかと思うんですけど。

○松本主査 配慮の具体的な適用方法となると、結構すべてを含んでしまうという。

○作本委員 ガイドライン、はい。先ほどローンアグリーメントでやっておられるというようなことを聞きましたけれども、そのあたりは時間をかけて努力していかなきゃいけない内容かと思うんですが、かといってこの事業にどこまでお願いしたいということは、線が引けていないというバイアスがちょっと入っていますので。

○松本主査 これは、作本委員のご質問の趣旨からいくと、民間事業者が参加するPPPの場合においての後に、現地環境アセスメント制度を超えて、配慮を求める場合の具体的なこのケースについて伺う。

○作本委員 それが私の質問のやりとりで多かったんですけども。

○松本主査 そうですね。このケースを聞かれているという理解でいいですよ。

○作本委員 はい。じゃ、それを前提に、ちょっと私も関心が松本さんの話を聞いているうちにだんだん移ってきちゃったので。

○松本主査 現地環境アセスメントを超えて、配慮を求める場合ですね。配慮を求める際の具体的な……

○作本委員 具体的なでいきませんね。

○松本主査 具体的な……、確保の方法ですね。

○作本委員 確保がいいですね。

○松本主査 具体的な確保の方法と手続。

○作本委員 確保の方法と手続を明らかにすること。

○松本主査 ではどうでしょうか。意味は通じます。

○作本委員 ただ、これはJICAに直接かわらない仕事だという批判が出ちゃうんでしょうか。先ほどローンアグリーメントのことをちょっとお伺いしましたので、こういう形でJICAからいろいろ指示を出していただければありがたいかと思うんですけれども。

○若林 今のここで設定された質問に対しては、今、環境ガイドライン、特に海外投融資を適用する場合の環境ガイドラインの取り扱いみたいな話になるかなという理解ですので、この事業について報告書の中で反映するとすれば、そこの一般論として記載するというような格好にはなるかと思えますけれども、一応そんな想定でよろしいでしょうか。

○作本委員 ある意味で一般論ですね。これから徐々に構築していかなきゃいけない、その第一歩かもしれませんけど。

○松本主査 高橋委員。

○高橋委員 私どもは、こういう議論を聞いていますから、中身はわかりますけれども、初めてこれを見た場合、例えばアセス制度を超えて、配慮を求めると、何の配慮を求めなのか。具体的な確保とは、何を確保するのかとか、何かその辺がちょっとわかりづらいのではないかなという気がするんですが。

○作本委員 そうですね。「超えてと」、何を超えるんだということに。

○若林 趣旨は、現地の環境アセスの法制をある意味、超える形で、環境ガイドラインの適用が想定される場合にとというようなことですよね。環境ガイドラインというのはJICAの環境ガイドラインです。

○小山 現地アセスメント制度の基準を超えて、環境社会配慮を求めるという趣旨ですよ。

○松本主査 具体的な……

○松下委員 これは本件事業に関する……

○作本委員 そのところがちょっと曖昧なままです、私は。恐らくこの事業だけで固められない。これから時間をかけていかなきゃいけない。PPPもまだ固まっていない。

○松下委員 じゃ、例えば本事業におけるように、民間事業者が参加するPPPの場合においてとか……

○松本主査 何を確保するかわからないというと、配慮の実施の確保なんですよ。

○作本委員 配慮を求めるといったら、現地もやっているかもしれませんね。実施という言葉はどうしても必要ですね。

- 松本主査 高橋委員、この書きぶりだといかがですか。
- 作本委員 「際に」ですか。「求める際に」、ごめんなさい、細かいところで。その実施に係る具体的な確保の方法と手続を明らかにすること、ちょっと内容が漠然とし過ぎていますか。
- 若林 趣旨は、こちらとしては理解しておるつもりですので、大丈夫だと思います。
- 作本委員 そうですか。PPPと水準を超えてというところが明らかに海外投融資のその内容なのですが。
- 若林 ええ。
- 作本委員 第三者が読んだときにわかりづらいですね、何を言っているんだろうかという。
- 高橋委員 水準を超えて、日本側の……
- 作本委員 日本側が求める場合に……
- 高橋委員 求めるということが入ったので、大分わかりやすくなりました。
- 作本委員 じゃ、これで。
- 松本主査 最初の民間事業が参加するPPPでよろしい、海外投融資の事業というふうにせずに。
- 作本委員 言っちゃっていいですか、海外投融資事業と。もしそれでいいんだったら、民間事業者。
- 松本主査 海外投融資でない。普通の円借款でPPPを支援することはありますよね。
- 作本委員 あるんですか。
- 若林 事業としてのPPPの支援はあり得ます、直接その融資するかどうか、対象がどうかというのは別にして。
- 作本委員 ちょっとそのあたりの交通整理、一応僕がやっても。
- 松本主査 いえ、ですので作本委員として、普通の円借款のPPPに対する融資も含むならばこれですし、海外投融資のように、融資、お金を貸す相手が、民間というか、そういう事業実施体の場合に限るならば海外投融資ということになりますよね。
- 作本委員 私は、どちらかといえば、ピンポイントでいけば、海外投融資のほうがいいかもしれないですね。
- 若林 海外投融資事業の場合だけでよろしいと思います。
- 作本委員 そこから先は全部とっていただいて、事業の実施、実施はもう次に出ていま

すね。

○松本主査 よろしいですか、これで。

○作本委員 はい。

○松本主査 ありがとうございます。6番。

○作本委員 時間をとっちゃってすみません。6番については、冒頭の「フェーズⅡについて」というところを残していただいて、「ついでに改めて詳細な環境配慮調査を行うこと。」いわゆるこの助言委員会での検討も含めているわけですがけれども、環境配慮調査を行うこと。行うべきであるというのは、文章の表現としては、べきである。

○青木 これでいいです。

○作本委員 よろしいですか。

○青木 はい。

○小山 ただ、今回の調査の外でということ、また別にこのフェーズⅡを実施するときということですね。

○作本委員 そういう意味です、私の。

○小山 そうしたら、もし可能であれば……

○作本委員 実施する場合について……

○松本主査 フェーズⅡを実施する場合は、改めて詳細なでいいんですか。

○作本委員 検討する場合には調査を行うこと、事業を実施する、これでよろしいかと思えます。

○松本主査 よろしいですか。

○作本委員 はい。

○松本主査 ありがとうございます。7番は私ですが、先ほどの柳委員のもあるので、高速道路など他のインフラ開発も計画されており、この地域全体のSEAの実施を確認し、実施されていない場合は、先方政府に、よりわかりやすく、実施されていない場合は、先方政府にその実施を働きかけること。

○作本委員 ただ、事業実施は、私も規定を読んだところ、プロジェクトオーナーとしか書いていないんですね。その場合、政府は当然含むとは思いますが、誰が戦略アセスの実施者なのかということ、ちょっと規定上はっきり引っ張り出せなかったの。

○松本主査 ここは確認作業の中で明らかになるということですね。

○作本委員 そうですね、確認で。それとあと、この件で、私、43番なんですけど、先の

ほうの番号で、フェーズⅡについて同列にはここでは議論できないものですから、フェーズⅡも今の戦略アセスの対象業種からいうと、これから、ゼロから始めなきゃいけない、そういうような感じがするんですけども、位置づけになるかと思うんですが、これもできれば東ねていただけるとありがたいんですが。

○松本主査 どういうふうに文案は……

○作本委員 フェーズⅡについても、今、ここでフェーズⅠのことですよ、この文章は。

○松本主査 ⅠとⅡが合わさっているんですよ、これは。

○作本委員 そうですか。それならば、フェーズⅠ、フェーズⅡ両方。

○松本主査 地域全体です。

○作本委員 地域全体の戦略アセス。

○松本主査 はい、ブンタウとチーバイ、この二つ全体なので。

○作本委員 この地域というのはこの事業じゃなくて……

○松本主査 道路セクターのSEAではなくて、地域全体のSEAなんです、私が言っているのは、鉄道もありますし、他にもいろいろな事業があるので。

○作本委員 そうすると、総合計画という形でも、鉄道だけじゃなくて、他の開発計画も全部含めたそのマスタープランを含めてというか、そっちにむしろ近い。

○松本主査 地域のSEAです。

○作本委員 そうですか。私が言うところの道路の第1フェーズ、第2フェーズそれぞれについての戦略アセスとはまたちょっと違う感覚を入れてないでしょうか。

○松本主査 違います。

○作本委員 わかりました。

○松本主査 7番はよろしいでしょうか。

○若林 回答のほうで、確認して実施を働きかけるということで書かせてはいただいているんですけども、実際、調査の実施の体制とかを考えたときに、どこまで求めるかというところは確認をさせていただきたいんですけども、少なくともSEAは実施されていれば、それを適切に反映するというところは当然そのとおりなんですけれども、ない場合に、この調査としてどこまで働きかけるかというところはありますので、その必要性について協議をすとか、そういった形が担保されればよろしいのか。ちょっとどこまでしっかりとその実施の働きかけというところを期待されているのか、そこの確認をさせていただきたいんですけども。



○作本委員 いただいている資料では、今年の4月、2012年4月にアセスがクリアされていますね。通常のアセスがクリアされた資料はコピーでいただいているわけで、その冒頭には、どうも戦略アセスのこと、全く言及していなかったというような記憶なんですね。

○若林 出ていない。はい。

○松本主査 具体的にはなかなか言いにくいですが、方法は、多分、例えば第2フェーズに来るという段階の中で行うということもあり得ると思いますし、日本が、円借款等でこの地域に他に何か事業を考えている際に、つまりセクターを特定していませんので、全体として地域のSEAを支援するというところもあるとは思いますが、現実的な方法はいろいろあるかと思えます。既に幾つかの事業が動いているのは、この事業がなくなると、そもそもカイメップ・チーバイの港とかはいろいろ動いているわけですから、今からでも全体に対する影響を見るという重要性はあるというふうに思っていますので、私のイメージはそういう感じですので、あとのご回答のほうはまたちょっと検討いただいて。

○若林 はい、趣旨は了解いたしました。

○松本主査 8番目ですが、これは、もちろんスコoping案と直接関係はないのですが、しかしやはり私としては、一定コメントをさせていただきたいので、813世帯までは前の部分を生かしまして、813世帯で、そこからあと一文削りまして、案件概要説明では、そこから「では」、可能な限り最新の情報を提供すること、それで削ってくださいという形ではいかがでしょうか。

○若林 この点については、確認のほう、よろしくお願いします。

○松本主査 そうしましたら、9番、柳委員は1番の中に入っているというので、10番はこのままということですね。もし委員の中で、重なるとかいうところで、ここで読み込みたいというようなご意見がありましたら、言っていただければ、10番はそのままでいいですか。10番なんですけど、また後で、全体会合で言われるのが嫌なので、フェーズ1、2の1、2をローマ字にするか、算用数字にするかというのがありますので、統一をしておいてください。また、長谷川先生に言われるような気がする。

○若林 はい、承知いたしました。

○松本主査 11、12も、柳委員から出ているとおりでありますが、皆さん、ここで抱き合わせとか何かございましたら、特になければこのままいかせていただいて、13、作本委員。

○作本委員 13番は削除をお願いいたします。

14番のほうは、ちょっと重要な文章なんですけど、マングローブのところを使わせてもら

って、近隣に、上のほうのコピーでマングローブという言葉を持ってきていただいて、「マングローブがあり、将来における大気汚染の効果も考えられるので」、そっくりコピーです、「トータルな大気汚染対策が必要だとの認識をベトナム政府側に提言すべきである」、そのあたり、ずっと最後まで続けていただいて、助言のところを提言に変えていただければ、政府側に提言すべきである。

○松本主査 いかがでしょうか。

○作本委員 トータルという言葉、あまりに俗語過ぎるんだったら、何か気になるんですけども、総合的な対策とか何かそのほうがよろしいですか。

○松下委員 総合的な大気汚染対策につき……

○作本委員 総合的な対策につき……

○松下委員 ベトナム政府側に提言する。

○作本委員 大気汚染対策につき……

○松本主査 対策につき……

○作本委員 平仮名で「つき」、ベトナム政府側に提言する。

○高橋委員 細かいことですが、マングローブはマングローブ林としたほうがいい。

○作本委員 そうですね。

○高橋委員 1本だけあって、それに対してということになりますから。

○作本委員 林をつけてください。

○若林 総合的な大気汚染対策の必要性について提言するといったような形でどうでしょうか。

○作本委員 そのほうがわかりやすいですね。ありがとうございます。

○高橋委員 これは、ベトナム側のどこに、具体的にどのセクションに提言するのか。

○作本委員 この事業、当然、環境天然資源省ですから、MONREがかかわっていると思うんですが、そのようなところに、これはやはり中長期的に大気汚染対策を考えなきゃだめですよと。先ほど柳先生のように、改善される面もあるでしょうけれども、そういうようなことを提言したことによって、当該事業だけで努めていくんですけど、どうでしょうか。

○若林 認識としては、一義的には、この事業において、ここで上げていただいたような大気汚染とか、そういう環境汚染の複合化という事象が懸念されますといったところを踏まえたうえで、この事業の中での対策というのをしっかりまずとっていきますということ

ですので、その延長線上で報告書としては、一般論としてもそういったことについては、提言として盛り込むという格好になるかと思えます。それは、当然、環境省のほうにも目は触れることになりしますので、そういった位置づけで整理させていただければと思います。

○松本主査 作本委員、よろしいですか。

○作本委員 はい、これで、ありがとうございます。

○松本主査 ではその次、15番。

○作本委員 15番、ちょっとこれも回答していただいたので、提案していただけるというようなことが出てはおるんですけども、大腸菌だけこぼれちゃった。

○松本主査 具体的に。

○作本委員 ちょっと前に考えていた文章を読ませていただきます。14番とダブっているかもしれません。下から5行目ぐらいに、将来の大気汚染対策の必要性、15番の3行ぐらい上なんですけれども、将来の必要性及び下から5行目、大腸菌等の水質汚染対策について、相手国政府へ政策提言を行うべきである。内容的に先ほどの14番の大気汚染と重なっちゃったので、どうでしょうか。

○松本主査 水質のほうは、実は私の17番に重なるんですが……

○作本委員 あります。

○松本主査 ただ私は、さっきの柳委員のコメントがあったので、適法ではないとまでは言えないということだったんですけど、やはり我々としては、基準値を守れるようにすべきだということと言わないといけないんじゃないかと思っているんですね。

○作本委員 法律で日本国内での適用ということでは、柳先生みたいに、次のプロジェクトを始めるときにはという基本的に松本さんと同じで、まず基準をクリアすべきであると。

○松本主査 ええ。それが適法かどうかという判断はしないでも、少なくとも本調査を通じて、基準値を守れるよう働きかけることという文言が必要だと思っているんですけど、あまり将来だけではなくて、すべてここの調査で関与するわけですので。

○作本委員 そうですね。

○松本主査 この調査の中で基準値におさまるような何か働きかけが必要じゃないかと。それを守れるよう働きかけること、どうですか。そこが、実を言うと、作本さんと……

○作本委員 むしろ私も松本さんのご主張というのはもっともだと思いますので、むしろそういう意味で、現状でこれ以上、汚すなというような内容というのを入れていただいたほうがありがたいです。ただ、直ちに守れとか、そういうことはできませんから、相手国

への政策提言という方法になると思うんですけど、結末はそうなると思うんですが。

○松本主査 非常に簡単な書き方をすると、本調査を通じて、大気及び水質の法令基準値を守れるよう働きかけることというだと思います。

○作本委員 それがわかりやすいですかね。

○若林 今、松本先生がおっしゃったような言葉のほうが、この調査の中で、何がどこまでということが、より明確になるかなという気がするんです。相手国の政策提言という話になっちゃうと、いわゆるセクターに対する大きな提言になってしまいますので、ちょっとそこをこの調査のアウトプットとして想定し得ないので、あくまでも今回このEIAの中で、基準値を超えていますということが、明確になっている箇所があるわけですので、そこについては、本来あるべきその基準値との関係で対策が講じられるように、どういう方を講じるのかというところで先方と議論すべきだと思うんですけども、今、一般論としてそもそも超えていますよねというところへの取り組みについては、あくまでもそれは客観的にそうであって、認識として当局がきちんと把握をしておかなきゃいけないというところだと思うんですね。なので、政策提言まで書かれてしまうとちょっと対応し切れなかなと。

○作本委員 そうですね。ちょっと言い過ぎ、そうすると今回のお話からいきますと、この件については、基準値を守るように、対策を講じたらいかがですかという、そういうことで限定して言ったほうがいい。

○若林 その範囲に限っていただいたほうがよろしいかなと。もちろん、協議の中で、一般論として、先ほど申し上げたように、そもそも超えているというのはどういうことなのか。それは、そのEIAを承認するプロセスにおいても、どういう意味合いなのかというその整理を確認したいと思っております。

○作本委員 そうですね。

○松本主査 「よう」が二つになって、「ようよう」になっているので、要は守れるよう相手国政府に働きかけることで、十分わかるような気がします。

○作本委員 本調査を通じて守れるようという、日本語がちょっとダブっていないですか。

○松本主査 本調査を通じては二つ目に来ないといけませんね。大気及び水質基準を守れるよう、本調査を通じて相手国政府に働きかけること、そもそも基準を守っていないですから。

○作本委員 そのほうが、本調査を通じて働きかけること。

○小山 事業対象地域周辺ということでよろしいんですね、一応。

○作本委員 そういうことで、先ほどの話を聞いて絞りをかけた、本事業を中心にするという  
ことで。

○小山 本事業の対象者。

○松本主査 対象地域において、大気及び水質……、作本委員、どうですか。

○作本委員 これでよろしいかと思えます。むしろ絞りをかけたほうが、伝言として伝わるし、これを実施しようとするれば、やはり周辺のことと同時に調べなきゃならないわけですから、そういう意味ではこれで十分です、私は。

○松本主査 では、16、お願いします。

○作本委員 16は削除で、了解いたしました。

○松本主査 17は既に含まれたと思いますので18ですが、これは私です。18はこのまま  
お願いします。

19は、ちょっと長いので、最初の3行ぐらひは削って、「移転をせずとも」から始めて  
いただいて、「移転をせずとも、生計手段を失う人たちの世帯数を」、世帯数は下に来ま  
す、「の世帯数を把握して」のところに移ってください。「の世帯数を把握して、影響評  
価と対策を講じること」というふうにし少し短目にした。これでよろしいでしょうか。

では、20番についての協議が、事実関係についてどうなりましたでしょうか。

○若林 すみません。こちらのほうで世銀のほうを確認中ですので、ちょっと形式的にこ  
の後フォローさせていただく格好に持ち越してよろしいのかどうか。

○松本主査 恐らく例えADBのとある事業において25%だったとしても、私が確認した範  
囲では、世銀のハンドブックはそうになっていないと思いますので、暫定には、実は私の提  
言をこのまま生かしてほしいと思っています。RAPの作成においては、PAPsの社会経済  
調査を全世帯に対して実施することということ、暫定ではこちらを残していただいて、仮  
に世銀ADBもそんなことはしていませんよというのは、もし本当にあるのだとすれば、ち  
よっと改めて私も、さすがにその両者がやっていないようなことを求めるのもどうかと思  
いますので、検討させていただきます。

○若林 はい。じゃ、ちょっとこの点については折り返し回答させていただきたいと思  
います。

○松本主査 21番ですけれども、21番も、助言の文章、最後のところの農業、果樹栽培、

商売などからでも十分かなと思います、評価すること。

22番ですけれども、「供用開始後の社会経済影響について」は生かして、その後のEIAの番号はなくなって、「について」、ずっと「影響源を整理しながら」まで、「影響源を整理しながら評価すること。」これだけだとあまりに簡単過ぎて何を言っているかわからないですかね。ちょっと消し過ぎたかもしれない。「対策との整合性を検証しやすくするため」というのをやはり残してください。そうでないと、私が一体何を言っているのかが、「について、対策との整合性を検証しやすくするため、影響源を整理しながら評価すること。」それをお願いをしたい。このあたりは何かありますか、JICA側から。

特になければ、23は、柳委員がこのままということで、またフェーズ1、2についてはローマ数字にさせていただく。

○高橋委員 今、フェーズⅠ、Ⅱの記載がありましたから、松本委員は片仮名になっているので、そこは統一したほうがいい。

○松本主査 私のフェーズは全部消えていると思います。

○高橋委員 消えましたっけ、消えたならいいんですけど。

○松本主査 フェーズアウトいたしました。

じゃ、よろしいですか。24番、松下委員、お願いします。

○松下委員 残しまして、「施工時」から入って、「施工時及び供用後に」、TSPのレベルが環境基準を超過する可能性が高いことから、十分な対策を講ずること。

それから、25も残しまして、これは、ドラフトEIA評価書において、コミュニケーション人民委員会から提起された粉じん、振動、洪水、土壌、用地取得による困窮に関する懸念に対し、十分な対応を行うこと。

以上です。

○若林 ここですけど、ご質問の部分で、ドラフトという言葉は必要ですか。一応これはもう承認されているという位置づけで……

○松下委員 じゃ、とっていいです。

○若林 よろしいですか。

○松本主査 この点、よろしいでしょうか。

じゃ、26番、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 26番は残しますが、文言は、プロジェクトサイトから1.5キロまでは残して、あと、「生物多様性の高い価値があるとされる」、そこは消します。このチャーバイマング

ローブ林は残して、括弧のところからずっと消して、とりあえず括弧から「にもかかわらず」を消してください。「マングローブ林及び」、その括弧の半分が残っていますけど、それも消してください。「マングローブ林及び3キロのCan Gio」というんですか、読み方はわかりませんが、マングローブ林は生物圏保存地域に指定され、生かしてもどうでもいいですが、保全が必要な地域であることを明記すること、消して、下のを使ってもいいです。保全が必要な地域であることを明記するという形で残していただければいい。

○松本主査 これはどこに明記をするということになりますか、準備調査。

○高橋委員 今回のこれは、何というんですか、書名は。

○小山 調査報告書ですか。

○高橋委員 調査報告書ですね。

○若林 あらかじめ記録に残しておきたいんですけども、高橋委員のご指摘の趣旨は、理解をしているつもりではあります。EIAのほうには、その保全の必要がないというような記載があって、日本語のほうに、そういうふうにと落としていくという経緯もございますので、その部分については、委員ご指摘の趣旨を踏まえて確認させていただいて、調査報告書の中できちんと記載をさせていただくという形にしたいと思いますけれども。

○高橋委員 それであれば、じゃ保全が必要な地域であるということ、EIAですか。ですから、生物多様性の高い価値がある地域というのかな、EIAの言葉を使うとすると。

○若林 ここで落とすとおっしゃられた生物多様性の高い価値があるとされるという表現が、EIAにはあったということになりますので。

○高橋委員 それは、私はどちらでも構いません。いずれにしろ、最初から全然関係がないよということは、そういうことがないように認識をしていただきたいという趣旨です。

○若林 はい。

○高橋委員 じゃ、そういうことでよろしいですか。

○若林 はい。

○高橋委員 次の27番は、ずっと後、「および保全方法を確認すること」ということで結構です。

次、28番は、これは削除して結構です。

29番は、生かして、「水生生物及び鳥類など生物への影響と対策を確認すること」としててください。

○松本主査 27、28、29とJICA側はないですか。よろしいですか。

では、30、31は柳委員のがそのままです。

時間が5時になったんですが、委員の中で、もうそろそろやばいので、先にやらせてくれという松下委員の雰囲気がある。

○松下委員 私は、あまりないのですが、39番は……

○松本主査 じゃ、ちょっと松下委員のを先に……

○松下委員 39番、これは落とします。

○松本主査 作本委員と高橋委員は大丈夫ですか。

○作本委員 大丈夫です。

○松本主査 じゃ、32から作本委員、お願いします。

○作本委員 32番、これについては残していただきたいんですが、「ベトナム南東地域で」まで下にコピーしていただいて、「文化遺産が発見されており、」次は「歴史的、文化的建造物」とつなげていただいて、（パゴダ類）が多数あると指摘されているので、本事業による影響の有無を確認すべきである。以上です。

すみません。前半と後半が同じ場所に見えちゃうと困りますから、「また」でつなげてください。「されており、また」、本事業による、環境影響の有無を確認すること。

○松本主査 文化遺産への影響は、環境影響……

○作本委員 ちょっと言い過ぎ、パゴダという指摘はあるんだけど、これを全部ひっくるめて、歴史的、文化的とまで言えない。すると、パゴダのイメージが何もつかめていないんですけれども、小さな寺院。

○高橋委員 これは、パゴダを特出して、影響等を把握するように確認するように言うのかどうかによりますが、先ほどの私の27番でも、歴史的、文化的あるいは宗教的な対象地域という、そういう書き方は確かにEIAにも書いてあったと思うんですが。

○作本委員 これは、内容的にはダブっていますね。

○高橋委員 影響と保全方法を確認ということで……

○作本委員 もしそれだったらこれで……

○高橋委員 もしパゴダ……

○作本委員 パゴダという言葉……

○高橋委員 書く必要があればここに例示として……

○作本委員 宗教的な意味合いを持っているかどうかは、パゴダは……

○高橋委員 パゴダは恐らく宗教的な……



○作本委員 ですね。じゃ、こちらの27番のほうに吸収されたということで、これはカットしてください。削除をお願いします。

○松本主査 27番で、今のは削除。

○作本委員 27番で読むということです。

次が32番ですが、これは、住民移転計画はどうだと他の方も言っておられるので、この813世帯というふうにここだけで取り上げる必要はないかと思うんですが、どこかで吸収していただければ、きちんとした計画を立ててやってくださいというところだけですから、松本さんのほうですね。

○松本主査 私、きちんとというよりは、むしろ細かく言っているので……

○作本委員 もしそこで趣旨を酌んでいただければ、33番は削除で結構です。

○松本主査 また、規模が多いことは確かなので、それを1箇所どこかに言及しているのは、悪くはないと思うんですが、作本委員としてどこかに吸収というご希望であれば、その後で読むということになります。

○作本委員 私が言いたいのは、ここでやはり813世帯というのは大きいですよという、そういう意味合いと、あときちんとした計画をということですから、同じ趣旨は他でもないかな。

○松本主査 高橋委員の40番のところも、やはり規模が、インタビューの対象だから、ちょっと違うか。

○作本委員 そうですね。じゃ、私の33番、申しわけないですが、残すということで、じゃ813世帯以降を残していただいて、「813世帯の住民移転が必要だとされているが、かなりの規模なので、きちんとした住民移転計画を作成すべきである。」

○若林 はい。

○松本主査 はい、ありがとうございます。じゃ、これはいいですか。

○作本委員 はい、これでいいです。

○松本主査 33は質問ですのでカットで、35もカットでいいです。既に他のところに書かれています。

36ですけれども、残しまして、非熟練のPAPsを工業団地で、雇用する可能性があるのかを確認すること。

何か協議中なので、ついでに松下委員を松本委員に変えちゃってください。どうになりましたか。

○小山 多分ご質問の趣旨は、ライト・オブ・ウエーで住民移転が必要で、生計手段を失ってしまう可能性があるこういった人たち、非熟練のPAPsの雇用機会として、周辺の工業団地が、吸収する可能性があるかどうかの確認をとということだと思っんです。工業団地のほうの雇用機会がどれぐらいかというのは、個別のヒアリングとかをやって確認するとしたら酷なことになると思っんですが、ちょっとそういった観点で、今、調査の予定というのは立っていないんですね。ただ、先ほど指摘もありました生計手段の確保ということに関しては、通常のとおりRAPの作成の中で見ていくことになると思っしますので、ちょっとそういった漠とした言い方になってしまうかもしれませんが。

○松本主査 そうしましたら、工業団地など非熟練のPAPsの新たな雇用機会が周辺にあるかどうかを確認することであれば、全部含められますかね。

○小山 生計手段を失う住民の新たな生計手段という意味ですか。

○松本主査 そうです。そういう意味です。そうしたら、非熟練よりもそのほうがよければ、PAPsのでいいですよ。非熟練のをわざと強調しないでもいいと思っます。PAPsの新たな雇用機会が周辺にあるかどうか確認をすること、確認されますよね、普通ね。生計手段を失う。改めて生計手段を失うPAPsので、そうしたほうが、ずっと理解が進むのであれば、生計手段を失うPAPsの新たな雇用機会が、周辺にあるのかを確認をすること。

○高橋委員 工業団地と生計手段を失うというふうにつながる。工業団地等において……

○松本主査 じゃ、雇用機会（工業団地等）にしましょうか。工業団地等にこだわるのはどうもJICA側として難しそうだったので、ここに（工業団地等）を入れるということで、このほうが日本語としては……

○若林 環境調査の中で、先ほど申し上げたように、具体的な雇用機会として工業団地のほうにヒアリングするというのは、ちょっとスコープ的には難しいと考えているんですけども。

○松本主査 遠いんですか、あの辺、結構、工業団地はあると思ったんですけど。

○若林 一応、地図は見ても、近隣にはありますけども、そこを網羅的にやるという想定に今いないものですから、ただ実際に、雇用機会、生計手段を失って、じゃ一体どういう就業機会がいいのかといったところの情報整理は可能かと。

○松本主査 そういう意味です、別に工業団地以外で雇用機会があるという結論は、それはそれで全然構わないですし。

では、そういう理解でちょっとよろしいでしょうか。37、38はこのまま柳委員のを生

かすということで、39は、落とすということが松下委員ですね。

高橋委員の40をお願いいたします。

○高橋委員 40は生かします。インタビュー対象の212世帯の抽出根拠を確認するとともに、被影響住民の意見を適切に把握するよう配慮すること。

○松本主査 意見を……

○高橋委員 意見を適切に把握するよう配慮すること。

○松本主査 適切に把握するよう……

○高橋委員 配慮すること。

○松本主査 やっぱ被影響住民のほうがいいですかね、PAPsというより。

○高橋委員 わかる人はわかりますけど、あるいは最初のところで被影響住民（PAPs）として、あとPAPsでいい。

○作本委員 それで、PAPsでおすのですね。

○松本主査 いや、影響を受ける人たちがアルファベット4文字であらわされるのは何かと思うので、全部を被影響住民にしておいていただけますか。本会議場で何の略だったっけという議論が出ると嫌だから、PAPsは、全部、被影響住民としておいてください。これはよろしいですか。

では、41番、作本委員。

○作本委員 これは了解しました。最低1回以上とさっき話したので、これは、もうこれで、削除で結構です。

○松本主査 42番はこのままということで柳委員ですね。

43番、作本委員。

○作本委員 43番、また作本ですけど、戦略アセスについて、松本さんとちょっと必ずしも対象が違うようですので、残していただいて、前半だけで結構です。本事業は戦略アセスの対象かどうかを確認すること。本事業でフェーズⅠもフェーズⅡもあるでしょうから、一応それで終わり、本事業が環境アセスの対象かどうか。

○松本主査 戦略アセスの対象かどうかを確認すること。

○作本委員 を確認すること。

○松本主査 これで、置く場所に困るんですけど、作本さん、これは、その他に入っていますけど、全体事項でいいですか。

○作本委員 ええ、もちろん動かしていただいて構いません、他にもアセスのところはあ

りましたからね。

○松本主査 ええ。

○作本委員 それで、むしろ松本さんとの違いで並べて、違うような文章にしていたら。

○松本主査 じゃ、44番も作本さんですね。

○作本委員 はい。44から45、あと46、すべて削除で、了解いたしましたので、落としてください。

○松本主査 47がこのままということで柳委員から来ていますので、これで一応、全部終わった感じですかね。

○若林 38番と合体というさっきの話……

○松本主査 それは、とりあえずは別です。この間、この「ベ」国というのが、またクレームが付きましましたので、「ベ」国はなし。

○高橋委員 私が言ったんです。統一されていればいいと思うんですね。

○松本主査 ベトナムにしましょう。

○高橋委員 それで、ちょっと14番、15番、いいですか。松本委員が気にされているので、14と15、最終的にどうなったんですか。

○作本委員 マングローブもダブっていますね。

○高橋委員 いや、そうじゃなくて、ベトナム側というのと、相手国政府というのと、それが何か先ほどの「ベ」国もありましたけど。

○松本主査 そうですね。ここはもう統一して完璧にしましょう。この手のことでは、私たちは完璧にしましょう。

○作本委員 あと、マングローブ林の高橋さんのことで、内容がどこか両方に出ていたことではないですか。

○高橋委員 それはマングローブ林で……

○作本委員 マングローブ林にして、これは高橋さんもおっしゃったようにマングローブ林。

○高橋委員 ただ、これは、場所の問題はあるかもしれませんが、これは大気の総合対策という話ですよ。

○作本委員 よろしいですか、じゃ生態系を守るということで。

○松本主査 高橋さん、これベトナム側はどうしましょうか。相手国政府、ベトナム政府

という表現はありましたっけ。

○作本委員 ベトナム側。

○松本主査 ベトナム側が誰なのかですね、実施機関とか政府とか、少なくとも実施機関と政府は違うので。

○作本委員 そうですね。15番も相手国だから、これは、どっちか統一しましょう、少なくとも。

○松本主査 対策の必要性ですから、相手国政府ですかね。

○作本委員 政策ならば政府だし。

○松本主査 提言することですよ。相手国政府のほうがいいんじゃないですかね。

○作本委員 そうですね、ベトナム側よりも相手国政府に。

○松本主査 高橋さん、どこかにベトナム政府という表現はありましたっけ。

○作本委員 全部、統一して相手国政府。

○松本主査 これは、実施機関というよりは政府の提言ですね。

○作本委員 ええ、提言を相手国政府に一応する、でいいんじゃないですかね。

○松本主査 じゃ、ざっと最初からいいですか。

○作本委員 お願いします。

○松本主査 用語の統一も、1番はいいですね。

次、本事業におけるフェーズⅠとフェーズⅡの調査対象の範囲を明確に区別して記述すること。

○作本委員 フェーズⅠとⅡの記述を統一しちゃいましょうか。

○松本主査 これでいきます。

○作本委員 ここでいいですか。

○松本主査 次、お願いします。海外投融資事業の場合において、現地環境アセスメント制度の水準を超えて、JICAガイドラインに基づく環境社会配慮を求める際、その実施に係る具体的な確保の方法と手続を明らかにすること。

○作本委員 ごめんなさい。際に、の「に」が要らないかな、おいて、求める際で一応切っちゃって。

○松本主査 はい。フェーズⅡについて、事業を実施する際には、改めて詳細な環境社会配慮調査を行うこと。

○作本委員 これは、ちょっと意味が漠としていますか。2と書いてあるじゃないかとい

うことで一般の人たちは読むかもしれないので、先ほどの説明でわかりますかね。

○松本主査 はい。

○高橋委員 言葉として、フェーズⅡについてですか、フェーズⅡにおいて事業を実施する。

○作本委員 フェーズに関する調査で……

○小山 フェーズ事業を実施する際に……

○作本委員 「を」がいいですか。

○松本主査 フェーズⅡはもう事業ですものね。

○作本委員 事業ですよ、事業の実施する際には、改めて。

○松本主査 はい。次、高速道路など他のインフラ開発も計画されており、この地域全体のSEAの実施を確認し、ない場合はその実施を先方政府に働きかけること。

○作本委員 ここにさっきのもう一つの戦略アセスを並べたらどうでしょうかね。

○松本主査 そうですね。実際の並びのときには、このときに、その他のところにあるところを引っ張ってきていただくということをお願いします。

○高橋委員 また、せっかく言葉の話があったから。戦略アセス（SEA）とか……

○松本主査 ここは高橋さんにぜひ……

○高橋委員 その他の作本さんの戦略アセスと日本語で書いてある。

○松本主査 戦略アセスメント。

○作本委員 アセスを入れるから、戦略的じゃないですよ、戦略アセスは、三・四種類使っているから。

○高橋委員 どうでもいいんです。

○松本主査 いや、どうでもよくない。戦略的環境アセスメントと1回書いた後は、SEAにしますか。

○作本委員 じゃ、全部、後はSEAでいきますか。

○松本主査 長いですから、戦略的環境アセスメントは、わかりました。覚えておきます。  
次、8番。

○高橋委員 順番がありますよね、この松本委員の。

○松本主査 これは先に行って……

○作本委員 この直後にさっきの……

○松本主査 作本さんのところをSEAに変えるので忘れないようにして……

- 小山 先方政府はベトナム政府です。
- 松本主査 出た。
- 作本委員 また出た。
- 松本主査 ついてきています、この話ね。相手国政府、いい感じですね。
- 高橋委員 これは完璧になりますね。
- 松本主査 心を一つにしていますね、今みんな。8は、ちょっとこれは、4月9日は、若干、何かあれですけど、最近だったということをお願いするので残させていただきます。
- 高橋委員 あるいは、第何回全体会議、括弧で4月何日。
- 松本主査 あれは何回目でしたっけ。第23回全体会合（4月9日）。
- 高橋委員 （4月9日）というほうがわかりやすい。
- 松本主査 わかりました。用語はすべて高橋さんに従います。
- 高橋委員 昔それでさんざん言われたものですから……
- 作本委員 4月となっていますけど、いいですね、4月の全体会合。
- 松本主査 はい。みんなに見られながら直すのは緊張しますよね。下に行ってください。これはなしですね。
- 作本委員 今のは、すみません。ちょっと戻るようですけど、発言というようなところまで言う必要はあるんですかね、発言というのは、JICAから説明があったときに。
- 松本主査 説明のほうがいいということですか。
- 作本委員 説明……、そこまで、何か方法ですから、例えば言葉遣いで間違えることもあるかもしれないんだけどということを考えると……
- 松本主査 説明があったのほうが、日本語として、何ですか。
- 高橋委員 そうしたら、住民……
- 作本委員 説明では……
- 高橋委員 は200名と説明されたが、資料によれば現時点で813世帯となっている。
- 作本委員 我々、この文章で言う必要があるんですかね。
- 松本主査 200名と813世帯のギャップがあまりにも大きい。
- 高橋委員 それをあえて言うんでしょう。
- 松本主査 そうです、10倍違うんですから。
- 作本委員 オーケーです。
- 松本主査 じゃ、下においてください、10番、フェーズⅠとフェーズⅡの環境社会配慮

ですよね、これは、順番が、用語担当の高橋さん。

○高橋委員 いえいえ、そこまで気がつきませんでした。

○作本委員 柳さんのところですね。

○松本主査 そうか、柳さんのは手を入れていないですね。考慮すること、これは「あらゆる」はすごいですよね。線形選択の際、地元の土地利用計画との整合性を配慮すること。

○作本委員 「あらゆる」はちょっと強くないですか。

○松本主査 いや、柳さんは帰ってしまいました。フェーズⅡのⅡ、ローマ字です。

○高橋委員 考慮に入れること。

○松本主査 はい。次がなくて、近隣にマングローブ林があり、将来における大気汚染の影響も考えられるので、総合的な大気汚染対策の必要につき相手国政府に提言すること。

○作本委員 これは、相手国政府でいいんでしたっけ。

○松本主査 はい。「本事業の対象地域において、大気及び水質の基準値を守れるよう、本調査を通じて相手国政府に働きかけること。」

○作本委員 働きかける。

○松本主査 はい。

○作本委員 調査を通じてというのは、これで意味をなしますか。調査を通じて働きかけること、当分この事業をやっているんだから、通じて、でいいんですかね。この個別の目の前の特定の事業をやっているこの際に、相手国政府に働きかける。

○松本主査 削りますか。本調査を通じてというのは削って、相手国政府に働きかけることにしますか。

○作本委員 要らないかな、一般的に言ったら、むしろ曖昧になっちゃいますから。

○松本主査 はい。これでも全然、このほうがよりずっと続きますので、次、お願いします。

18、社会経済にかかる基礎データには、主たる収入源以外の生計手段など、はい。

○作本委員 サンプルは、あれは、何か他では、例示のとき用語を固めていましたっけ、egのかわりに何か例とか。

○高橋委員 特にegは書かなくても、（統合）でいいんじゃないですか。

○作本委員 などとか……

○松本主査 確かに、ごもっともです。

○作本委員 などが……



○松本主査 平仮名が嫌だ。

○作本委員 いや、などが中に入っていて、括弧側に平仮名になるところがあるから。などが2回あって、しかも平仮名、漢字がある。

○松本主査 わかりました。何か論文を提出する直前みたいな気分です。

○高橋委員 査読をやっているような……

○松本主査 19番、移転をせずとも、生計手段を失う人たちの世帯数を把握して、影響評価と対策を講じること。よろしいでしょうか。RAP作成においては、PAPsが出ました。

○作本委員 ちょっと待ってください。18番の最後、文末、含めること、含むことでもいいんですか。含めることですか。基礎データには含める。

○松本主査 含むでも大丈夫だと思いますが、どちらでもいいです。PAPsを被影響住民、RAPはどうしますか。住民移転計画にしますか。

○作本委員 そうしておきますか。住民移転計画で括弧して……

○松本主査 日本語でいきましょうか。

○作本委員 はい、日本語で……

○松本主査 住民移転計画、フェーズ2のところは削除していただいて、ここは、フェーズⅠ、フェーズⅡ、全部、とおしですよ。

農業、果樹栽培、商売など、生計手段への影響を定量的・定性的に評価すること。

○作本委員 ちょっとすみません。20番をもう一回、「は」が何かダブっていたような。ごめんなさい、見間違いです。

○松本主査 はい。

○小山 それで、今のところですけど、対象で、今回、調査は、フェーズⅠが主で、フェーズⅡはまた別途ということなので、今、フェーズⅡを通じてとおっしゃいましたが、フェーズⅠという理解でよろしいですか。

○松本主査 はい。フェーズⅡが、またスコーピングからやるということがわかったので、今ここであまりそれを言わないでもいいかなということに……

○小山 ありがとうございます。

○松本主査 ちょっとフェーズⅡの取り扱い方がよくわからなかったもので、ここはフェーズⅠを中心ということ、これもオーケーです。

22番。

○作本委員 定量、全体的とあります、定量的、定性的。

- 松本主査 定量的・定性的、私は、的が両方にひっかかっているだけです。
- 作本委員 すみません。
- 松本主査 供用開始後の社会経済影響について、対策との整合性を検証しやすくするため、影響源を整理しながら評価すること。
- フェーズⅠ及びⅡ、いいか。
- 作本委員 それで、さっき社会経済、経済社会、どっち、経済が後半ですね。
- 松本主査 社会経済、ソシオエコノミー。
- 作本委員 高橋さんが先に使っておられた言葉は、社会経済でしたか。1回出てきましたよね。
- 作本委員 社会経済、経済社会。
- 青木 環境社会配慮、社会環境ガイドライン。
- 作本委員 社会環境ガイドライン。経済社会という言葉は……
- 松本主査 言わないです。普通は、皆さん、社会経済です。
- 作本委員 社会経済ですよ。経済社会という言葉は出てこない。
- 松本主査 出てこない。
- 作本委員 わかりました。
- 松本主査 あれは、英語がいけないんですよ。
- 作本委員 「及び」は漢字でしたっけ、全部、及びは。
- 高橋委員 後でちゃんと整理して……
- 松本主査 さすがに長谷川先生もそこまでは言わないと思いますよ。
- 高橋委員 そんな字の使い方まで、言葉が……
- 松本主査 23はオーケーで、24、はい、26番、はい、これはなし、工事中および供用後の、30番のフェーズ2の2ですね。これも、MAB計画は何か日本語を書いておかないとわからない。
- 高橋委員 人間と生物圏。
- 松本主査 一応、正確に書いておいたほうがいいですね。
- 高橋委員 人間と生物圏だけではちょっと正確じゃない。わかりますかね。
- 作本委員 そうしたら、生物圏がダブっているので……
- 高橋委員 もし計画まで入れるんだったら、人間と生物圏計画で、(MAB)計画ですかね。

- 松本主査 はい、計画をそこに入れる。
- 作本委員 もう一回。
- 高橋委員 その計画の中に生物圏保存地域というのはまた別にありますから、それでいいと思います。
- 松本主査 はい、計画まで入れて……
- 高橋委員 ちょっと待ってください。確認します。何か全体がちょっと長いですね。
- 松本主査 ちょっと最後、去り際にやった、先生のあれは。
- 作本委員 そうか、これは柳さんの文章ですね。
- 松本主査 これは、柳先生にもう一回戻して、柳先生、ちょっと長目ですので、もしあれだったらというふうに言ってみよう。
- 作本委員 フェーズ2だけ直しておきますか、下から2行目の。
- 松本主査 ちょっと確かに、柳先生、長いですね。その下は、道路施工により大量の建設発生土でいいですよ。発生土が生ずるといのは変な言葉ですけど、建設発生土と言うんですよ。いいや。やめておきましょう。
- 生計手段を失う被影響住民ですね、36番。はい。道路施工に従事する……、はい。
- 作本委員 今のは、すみません、労働者の労働環境衛生、それぞれ労働はダブらせて、必要はありますか、この先をちょっと見ているんですけど。
- 松本主査 労働者の労働環境衛生ですか。
- 作本委員 労働環境衛生というのもわかるんですけど、ないとおかしいですかね、括弧内にまた労働が来るから、合計3回使っているの。
- 松本主査 でも、あって……
- 作本委員 あったほうがいいか。じゃ、すみません、戻してください。そうか、柳さんのところだね。
- 松本主査 40番、はい、フェーズⅠとフェーズⅡ、ベトナムの土地法、はい。
- 作本委員 これはいいですね、あとね。
- 松本主査 用地を取得と、いいや、やめておきます。
- 作本委員 ちょっと言葉足らずな気がするんですけど……
- 松本主査 本事業が戦略アセス、これがSEAにするんですね、ここは。
- 作本委員 そうですよ。戦略アセスという略語を使ってしまいましたっけ。そこまで、SEAだけの略語は言ったけど、戦略アセスまで言っていないかもしれないね。

- 松本主査 あちらは戦略。
- 作本委員 SEAでいいですよ。
- 松本主査 はい。
- 作本委員 これも削除で、これも削除です。
- 松本主査 ベトナムの環境アセスメント。
- 作本委員 環境アセスメント、フルでしたっけ、こっちのほうは。
- 松本主査 今まで略語は使っていなかったような気がします、えらい慎重に言葉を選んでいるけど。
- 高橋委員 言うのは私と……
- 松本主査 長谷川さん、はい、オーケーです。最後、することですね。とりあえず、よろしいですね、さっきの。
- 高橋委員 MABが人間と生物圏です。
- 松本主査 よろしいですね。
- 作本委員 はい。
- 松本主査 じゃ、よろしいですね、委員の方々としてはこれで。
- 作本委員 はい。
- 松本主査 じゃ、私たちのほうとしてはこれでオーケーですので、これをもとに最後いただいて、柳さんとちょっとやりとりをして、お返しするというプロセスにしたいと思います。
- 作本委員 「及び」または「だけ」をお願いしますね。
- 松本主査 やるんですか。
- 青木 ありがとうございます。大体、文言のところまで説明していただきましたので、この後の作業は、それほど多くはないかと思えます。

スケジュールについてなんですが、本日、5月14日、月曜日で、全体会合は6月4日の月曜日の確定を目指しております。今週の水曜日、16日中ぐらいには審査部、民間連携室の中で確認したものを委員の皆様にお送りする予定です。これが助言の第1稿ですね。この後、約2週間とっていますが、5月30ぐらいをめどに、確定というか、ワーキンググループの皆様での最終案をいただくということでよろしいでしょうか。

その後、6月2日、金曜日の午後には、全体会合の皆様を送って、事前に読んでいただくというプロセスをとりたいと思います。

○松本主査 我々は、とりあえずもう最後は、柳委員に送って、短くするとかいうこと、まだ何かそちらから改めて要望が来ることもあるんですけど。

○青木 そうですね。今回30ぐらい残ったかと思うんですが、その文言をもう一回見て、クラリフィケーションなりが必要であればさせていただくかと思います。

○松本主査 わかりました。

○青木 では、本日は遅くまでありがとうございました。

午後5時42分 閉会